

令和2年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月8日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○同意第12号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
○同意第13号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
○報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	12
○承認第7号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	13
○承認第8号 専決処分事項の承認について(板倉町介護保険条例の一部を改正する条例)	14
○議案第34号 板倉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	15
○議案第35号 板倉町税条例の一部を改正する条例について	16
○議案第36号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	17
○議案第37号 板倉町手数料条例の一部を改正する条例について	17
○議案第38号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	18
○議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	19
○議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	19
○議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	19
○認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	20

○認定第 2号	令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	20
○認定第 3号	令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	20
○認定第 4号	令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	20
○認定第 5号	令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	21
○発議第 2号	板倉町議会基本条例の一部を改正する条例について	23
○発議第 3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書の提出について	24
○発議第 4号	群馬県板倉町と埼玉県加須市を結ぶ利根川新橋の整備促進及び架橋に 係る幹線道路の整備促進を求める意見書の提出について	26
○散会の宣告		27
散 会	(午前10時40分)	27

第2日 9月9日(水曜日)

○議事日程		29
○出席議員		29
○欠席議員		29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		29
○職務のため出席した者の職氏名		30
開 議	(午前 9時00分)	31
○開議の宣告		31
○諸般の報告		31
○一般質問		31
森 田 義 昭 議員		31
針ヶ谷 稔 也 議員		44
小野田 富 康 議員		58
青 木 秀 夫 議員		72
○議案第39号	令和2年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	84
○議案第40号	令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	84
○議案第41号	令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	84
○散会の宣告		86
散 会	(午後 2時51分)	86

第10日 9月17日(木曜日)

○議事日程		87
○出席議員		87
○欠席議員		87

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 7
○職務のため出席した者の職氏名	8 8
開 議 （午前 9時00分）	8 9
○開議の宣告	8 9
○諸般の報告	8 9
○認定第 1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	8 9
○認定第 2号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	8 9
○認定第 3号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	8 9
○認定第 4号 令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	8 9
○認定第 5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	8 9
○報告 事務事業評価結果について	9 2
○閉会中の継続調査、審査について	9 2
○町長挨拶	9 2
○閉会の宣告	9 5
閉 会 （午前 9時25分）	9 5

板倉町告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年9月4日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和2年9月8日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和2年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年9月8日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第12号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第13号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 報告第 4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 8号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第34号 板倉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第35号 板倉町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第37号 板倉町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 認定第 1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 4号 令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 発議第 2号 板倉町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 発議第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第23 発議第 4号 群馬県板倉町と埼玉県加須市を結ぶ利根川新橋の整備促進及び架橋に係る幹線道路の整備促進を求める意見書の提出について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員

5 番	小 林 武 雄	議員	6 番	針 ヶ 谷 稔 也	議員
7 番	荒 井 英 世	議員	8 番	今 村 好 市	議員
9 番	黒 野 一 郎	議員	10 番	青 木 秀 夫	議員
11 番	市 川 初 江	議員	12 番	延 山 宗 一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原	実 町	長
中 里 重 義	副 町 長	
落 合 均	総 務 課 長	
根 岸 光 男	企 画 財 政 課 長	
丸 山 英 幸	税 務 課 長	
峯 崎 浩	住 民 環 境 課 長	
橋 本 宏 海	福 祉 課 長	
小 野 寺 雅 明	健 康 介 護 課 長	
伊 藤 良 昭	産 業 振 興 課 長	
高 瀬 利 之	都 市 建 設 課 長	
多 田 孝	会 計 管 理 者	
小 野 田 博 基	教 育 委 員 会 長	
伊 藤 良 昭	農 業 委 員 会 長	

○職務のため出席した者の職氏名

小 林 桂 樹	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
伊 藤 泰 年	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから告示第73号をもって招集されました令和2年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。いつものとおり令和2年の第3回板倉町議会定例会を招集をいたしました。全議員様にご出席をいただき、大変ありがとうございます。

今年の夏は、当初7月中いっぱい、昨年以上に全く日の目を見ない状況でありまして、植え付けた稲や、その他の露地野菜もその影響をもろに受け、品質、収量に大きな心配が寄せられたところでありましたが、案の定というか、思ったとおりというか、結果的には品薄のため、単価は高値で推移されたようでありまして、秋の米を中心としたこれからの収量に影響がないことを、まして前半のそういったマイナス部分の巻き返しということも含めて期待をしたいと思っております。

今年は、同じく7、8月で台風の襲来もあるいは接近も心配をしておったわけではありますが、今年はなかったということで、その時期では喜んでいましたが、やはりご承知のとおり、8月の末から9月に入った途端、まさにシーズンに入った途端、915ヘクトパスカルの勢力を持った猛烈な台風10号が九州上陸をうかがい、さらには昨日、今日を踏まえ、大きな足跡を残しながら通過をしていったようでございます。ちょうど昨年の千葉を襲った15号の再来を九州に思わせる状況でありました。これからの2か月間、9月、10月、今年もまたまさにそういう意味では台風の襲来シーズンあるいは危機管理のシーズンに入りますが、何事もなく無事に過ごせますようお祈りをしながら、できるだけ対応を進めたいというふうに思っております。

昨年の19号からちょうど1年をたとうとしておりますが、反省を踏まえ、検討を加えながら、あつという間の1年でもございました。今日まで来ているわけではありますが、肝腎の避難所の足りない我が町の打開策としての広域避難、今回は一般質問にも2氏から、2人の方からそういった関連についても質問があるようではありますが、総論賛成、総論は広域避難というのは必要であるという意味で総論賛成ではありますが、各論、いざ具体策、具体的にという、残念ながら現状では答えなしというような状況が続いており、相手のあることでもありますので、具体的にどうするかという面になると、ほとんど述べられるものがないという状況が事実でありまして、さらに周辺関係自治体へ呼びかけていく以外にないと考えております。また、そういう意味では、他力本願でなく、自力の対応もどういう方法があるのか、それに対して財政はどうなるのかということも含め、現在自力本願につきましても何とかなるものであればということでの検討も片や開始をいたしております。

8月28日、常日頃、政界は一寸先は闇と言われますが、突然の安倍首相の辞任劇が報じられたことはご承知のとおりであります。政界史上、在職日数第1位となってから数日後、悪く言えば歴代1位になったのを

確認しての退陣表明とも評されている、そういったマスコミもありますし、いろいろあるわけですが、健康不安説、今言った周到準備説あるいは追い込まれ説、結果的にはどんどん内閣の支持が落ちてきて追い込まれたというような幾つかの説が週刊誌等も含め報道されておりましたが、事実遠い距離にある我々にはどれが本当なのか分からない中で、着々と緊急の事態が起こったということをおお義に添えながら、党総裁を平時の党員選挙ではなく、議員総会で決定することが承認をされたこともご承知のとおりであります。7年8か月、最長不倒、引き続きもう1期、あるいはまだもう1期あるのというような両論があった中で、この間までは引き続きもう1期ということもあり得ないことではないということは、そんな観測もあったわけでありましたが、まさに突然の出来事にどこへ行ったやらでしたと、そんな観測はどこへ行ったやらでございました。

こんな状況を見ておきますと、自民党の総裁選とはいえど、日本の総理を選ぶことでもありますことから、最低の党内民主主義はどこへ行ったのかとか、大義はあっても、なくても、数こそ力がまかり通る相変わらずの明治以来の永田町の常識が久しぶりにマスコミを通して全国へ流され、退陣までの安倍内閣支持率の低下の意味や分析、反省は党としてないのかどうか、継承というだけでの極端に言うとも老人支配の最たる永田町、若い議員がなぜ声が上げられないのかというようなこともこの間各種マスコミの中で賛否両論あったようであります。

さらに、今よしんば乗り切っても、1年後はどうなるのか、そういった今後の1年間の動きが、日本人が同情しやすく、判官びいきで、自分の生活はこういうときになると全然考えないというようなことも含め、100%安倍政治がよかったような雰囲気、内閣支持率も30%近くも跳ね上がるというような状況を我々議員や行政に携わる者は、たとえ与党であってもそこら辺は冷静に分析をしていかなければならないことでもあろうというふうに私自身は考えているところであります。

そういう意味では、自民党の政変に対して、今申し上げましたように、内閣の支持率は一挙に上がっているようですが、新しい組閣をする前に、同じ内閣が下がり抜いて、その結果、首相が退陣表明したら一挙に上がったというわけのわからない現象、それから野党側も期待に応えられるのか、相変わらずの離合集散の繰り返しと見られている旧民主党の幹部と言われた各人は、主に松下政経塾出身、将来の日本を背負わせると言われた、そういった旧民主党の幹部と言われた各人は、安倍政権下の散々の中で何を考えてきたのか。政権を取るの一点で合意できないのであれば、弱小政党の存在価値はほとんどないと、ほとんど見出せなくなったというのは、この7年8か月を見る限り明らかでありますので、まさに今回の合流協議は、いわゆる野党の民主あるいは国民の合流協議が復活の最後の機会になるかもしれないことを共有されて、ぜひ背水の陣で頑張ってもらいたいというふうに思っているところであります。

他方、近隣を含む世界情勢の中心は、コロナ災害に大きく影響され、ほとんどコロナと言っていい状況でもあろうかと思えます。経済の落ち込みに対する対応とコロナ終息に向けてのワクチン開発等医学的戦略に期待を寄せながら復興策を世界各国摸索中であります。こんな中、世界の注目の中で進んでいるご承知のアメリカの大統領選、トランプの行方あるいは中国の強硬な香港問題も含めて、対日についても対外的に非常に強硬な姿勢をさらに強めている中国の問題あるいは韓国の対日姿勢が非常に悪化をしているという、そういう問題、向こうから見れば、日本の政治が強硬過ぎると、安倍政治が強硬過ぎると言い分もあるようではありますが、いずれにしてもこちらから見ると、韓国の対日姿勢あるいはロシア、プーチンのまさに内外

に対する強硬姿勢、特に自分の政敵にまでもしかすると暗殺をとということで、150人強の批判をするマスコミの記者も既に抹殺をされているというような説も堂々とテレビで流れている状況でもありまして、そういったロシア、プーチンの内外に対する強硬姿勢と独裁化等々、そういう傾向も最近では単にロシアだけでなく、全て保護主義的な、自分の国を大事にするのだ、第一中心に考えるのだということを名目に、そのいわゆるトップの独裁化が進んでいるとも言われておりまして、そういった中で、外交的に評価を得ていたと言われた首相、我が国の首相の突然の退陣でありましたので、日米トップの交代も可能性として含む大きな世界の転機でもあるというふうに言えるかもしれません。これからも目を離せない状況が続くであろうと思います。

国内も成果に対して評価の分かれる安倍政治の終えんと後継の出発の状況であることは述べたとおりであります。くすぶり続けていた野党の熱意なき新党設立がちょうどここで重なりまして、これも先ほど述べてまいりましたが、どちらも本来であれば、国民が自分の生活をかけ、いわゆる考えをかけ、国威をかけて話題の中心となるべきところが黨員や一般有権者からの見解や関心も含め、国全体から見ればなおさら有権者不在の密室型政治になっているような感じもいたしまして、政治に携わっているそういった関係者が悪いのか、あるいは国民が悪いのか、私から見て分からないような状況もちょっと見える感じがいたしております。

いずれにしても、そういった中で、自民党総裁の3人の違いを並べて幾ら選挙をするといっても、何も新鮮味を感じない。8年間の継承をする人の当選が決まっているわけですから、それっきり選択がないということも既に決まっているわけですから、それに託す以外に何も無いということで、まさにガス抜きであったとか、そういう意味では二階幹事長のどうのこうのなどという話が出てくるということも、そういった意味も含めているのだらうと思ひまして、とりあえずやむを得ず理屈抜きで菅新総理に16日に当選することは間違いないわけでありまして、頑張ってもらえないというふうに考えておりまして、コロナに端を発した諸問題を与野党協力して早く解決していただく以外にはないと思ひますし、その延長線上に国民にも世界にも約束したオリンピックも当然のごとく成功させるということも言われているわけでありまして、その目標に向かって国の政治のかじ取りは頑張っていたきたいというふうに思っております。

県におきましても、新知事の下、豚熱、今は豚コレラと言わなくなりました。豚熱あるいは今年の台風19号あるいは今回のコロナウイルス関係と、厳しい財政下でありましたが、厳しい、厳しいと言って県民の要望に対してはなかなか十分な答えがいただけない中で、突発的な豚コレラ、台風が来たり、コロナがあって思ひもかけない、そういったもので恐らく何百億円という県の予算も臨時に支出をしているわけでありまして、そういう意味では財政下が非常に厳しい中でも、さらに財政が厳しくなっているのだらうと思ひつつも、起こったことを火を消さなければという意味での積極的な対策費は、やむを得ずどなたがやってもそうせざるを得ないのだらうということも含め評価をしたいというふうに思っております。

特にコロナ関係では、県のですよ。特にコロナ関係では、当初国もそうでしたが、対応の遅れと対策の踏み込み過ぎ、対応は遅れるわ、対策は過ぎてしまったということで、非常に心配をされました。一般の県民あるいは町民までが何で東京と群馬では全然状況が違うのに、一斉に学校も休むのだらうとか、いろんな意味で大きな心配を全国津々浦々まで同じ対応をしたことで批判が出たり、不安を国民に与えたりという状況もありました。

我が群馬県におきましても、そんな状況でありました。第1波では初めてのこともあったと思ひますので、そういったことでもやむを得ないというのであったらうなという以外にはないわけでありまして、そういう

意味での一斉の自粛あるいは自重、3密を踏まえた上での外出規制も含め、いわゆる状況がまさに今日の経済に深刻なダメージを与えているということも事実であります。ここへ来て、第2波につきましても、やや落ち着きを取り戻している状況ではありますが、だんだんコロナの感染あるいは発病のメカニズムも判明してきているということから、大きく規制を緩めながら、なお群馬県としては陽性者がここのところ10人、15人という数で、当初第1波の最高のときから比較すると、恐らく相当な倍数のそれだけを見ると非常事態になっているはずであります。やはり考え方を改めてということで、経済も重要ということから、それだけ一時期からすると比較にならないほどの増加の状況でありながらも、陽性者が。人の動きはできるだけ抑えない政策を通して、ですから第1波と全く逆の政策を通して経済との調和策を図っている状況であろうというふうに認識しております。

しかし、政策的にはその方向としても、現実に毎日例えば群馬県で二、三人、その後は六、七人、現在は10人前後から15人、20人の間を行ったり来たりしているという、そういう実態を県民、我々町民が見ますと、幾ら心配は要らないから、3密状況を十分に考えて活動するように、あるいは旅行も外出も含めて積極的に出るようにと言っても、人間はやはり自主規制も当然かけることはできるわけでありますので、自ら誰に言われなくても、自分の身の安全を考えると、今の状況を言えば、国や県が幾ら下からあおいでも、まだその状況にとっても乗っていける状況でないという、いわゆる人間固有の自主規制がある意味では徹底をされてしまったような状況であろうと。したがって、来年の3月までぐらい、もしかすると何も構わないでみると、全て自主規制ということで、関係者が会議をすると、そういう方向になってしまうのではないかと心配すらあるわけでありまして、今現在は自主的に町民、県民の心に政治とは関係なくブレーキがかかっている状況と判断をしています。はっきり言えば、経済を幾ら動かそうとしても、制限を緩めても、コロナ陽性者が拡大中は思うようにはやはり住民も動かないのだろうなということも併せて認識する必要があるのではないかとこのように思っております。

そういう中で、県も国も面から点へ、あるいは重症者とベッド数の割合、いわゆる医療破綻を起こさないような状況で、陽性者に対しては特別な意識をこれから持たずに、はっきり言えば風邪の延長線上ぐらいに考えて、重症者、そういった人たちだけを重点的に扱っていくような方向性を打ち出しているのではないかとこのように一言で言えば思えます。そういう意味で、その方向性も全世界的に見れば、国民からコロナの対応は遅い、早い、あるいは失敗だとか、いろんなことを言われておりますが、世界的にはいわゆる成功している中の日本という、そういった評価もできるそうでありますので、今の政府、県の打ち出している指導に期待をしながら我々も頑張っていければというふうに思います。

町では、令和2年2月あるいは3月、いわゆる前年度の2か月間が主にコロナの大きな影響を受けております。その後、4月、5月からずっと今日まで6か月、合わせて通算8か月、引き続き現在も含めて町としては大きな影響を受けています。はや通算で8か月ということになりますが、町長公務としての活動、例えば費用をいつも見て話をするのですが、私公務としての活動費、3月から9月まで7か月にわたってほぼ支出は、交際費です。ゼロに近い、お葬式の香典だけあります。支出はゼロとなっています。並行して、町の関係団体、ほぼ全ての行事も全面的にストップ状態であります。いわゆる自主規制のかかっている状態が、県が幾らあおいでも、県自身も大きく右に振れ、左に振れもありますので、それらを見ながら町として判断をしますと、結局はほとんどストップ状態であります。いわゆる公的懇親会や研修会あるいは町内外の交流

も含めてほとんどゼロであります。これ一つ見ても、町内外の飲食店や観光関連あるいはお客、物的な運送業は活発化しているようではありますが、そういう意味では、人間を運んだりという、そういう関連、観光関連等々も含めて非常に厳しい状況に置かれているということも言われておまして、それは私のそういった一部分の費用の支出を見ましても、需要が大きく減少しているという想像がつくところであります。

こんな田舎町でも令和元年に比較して、大きくこれから経済が、今現在も落ち込んでおりますので、今後次年の税収等々も大きく減少が予想されます。そういう意味では、まだ令和元年度決算議会、今議会決算議会ではありますが、令和元年度一般会計における全ての内容は、恐らく次の年度の報告よりもまだあれができた、これができたというようなことが言えるのであろうと思います。令和元年度の一般会計における一端を早口で読み上げまして最後はとどめたいというふうに思います。

総務費では、県議会、県知事、参議院、町議会など去年は4つの選挙が行われました。また、職員パソコンの更新も実施をいたしました。

民生費では、地域福祉計画の策定、みつばち学童拡張整備、衛生面では、緊急風疹対策抗体検査、予防接種の無料実施、農林水産業費では、県、町、邑耕、邑楽土地改良区等で実施する五箇谷、城沼あるいは頭沼等々、ほかの工事も含めて土地改良、水路工事等々の実施が行われました。その一部負担を町が背負っております。

商工費では、プレミアム付商品券の発行でもありましたし、土木費では、道路橋梁の長寿命化工事、町単独生活道路整備等を実施をいたしました。

教育費では、西小、中学校ブロック塀安全工事や小学校合併に伴う東西小学校の駐車場の合併に伴う関連工事ということで実施をいたしておりますし、エアコンの工事あるいはパソコンの更新、高圧受電設備の更新等々を工事として実施をいたしました。

当初予算額55億1,700万円で出発をいたしましたが、4回の補正により、補正額2億1,650万円余を追加をして、繰越し予算1,300万円余を加え、最終予算現額は約57億5,000万円となりました。計予算の決算額は、歳入総額は56億6,000万円余でありましたが、歳出総額53億7,000万円余と、それらの中での繰越し財源を引いた実質収支額は5億8,400万円余でありまして、収入執行率103.8%、歳出執行率93.7%でありました。なお、歳入歳出項目の前年度対比等の増減の概要につきましては、「令和元年度主要施策の成果」という冊子の下、2ページをご参照いただき、そちらを御覧をいただくということといたして省かせていただきたいと思います。

総括として、新庁舎建設や防災ラジオ整備等での町債の返済も加わり、歳出増が予想される中、八間樋橋の撤去、南小学校、資源化センター跡地の利活用、自然災害増加への対応あるいは厚生病院、ごみ処理衛生施設、消防本部建て替え等々も含め、一部事務組合の関連もありますので、多額の財政支出がこれから予想されております。それを踏まえた上、さらにコロナ災害の経済的影響も含め、対策費の増加あるいは収入の大きな減少も大きくこれから予想されることから、引き締めた財政運営は不可欠であると考え、今後に向かう所存であります。

また、先般の黒野議員を筆頭とした監査委員の監査をいただきました。今後の財政運営につきましては、環境の厳しさを踏まえ、最大の注意を払いながらの健全水準経営を遵守すべきという意見をいただきましたので、今後とも堅実路線で進めてまいりたいと思います。

今議会、同意第12号から発議第4号まで計21議案が上程されておりますが、いつものとおり慎重にご審議いただきますようお願い申し上げまして、冒頭の考え方の表明といたしたいと思っております。大変ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 ここで諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、今定例会に付議される案件は、人事関係議案2件、財政健全化法に基づく報告1件、専決処分の承認2件、条例の一部改正議案5件、補正予算議案3件、決算認定議案5件、議員発議3件であります。また、議員配付のみの陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり1件提出されておりますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

2番 亀井伝吉 議員

3番 森田義昭 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○延山宗一議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、8月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、8月21日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期は本日9月8日から17日までの10日間と決定いたしました。

次に、議事日程ですが、本会議初日の本日は、人事案件である同意第12号及び同意第13号の2件については、提案者からの提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、採決いたします。次に、報告第4号については、提案者からの報告を受け、承認第7号及び承認第8号、議案第34号から議案第38号については、提案者か

らの提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第39号から議案第41号の令和2年度補正予算関係3議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査及び委員会採決を行います。次に、認定第1号から認定第5号の令和元年度の決算認定5議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。以上で本会議初日の日程を終了いたします。

第2日目の9日は、4名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係3議案について委員長から審査結果報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

第3日目の10日は、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の11日から休日を挟み第7日目の14日、第8日目の15日の3日間は、予算決算常任委員会を開催し、付託した令和元年度の決算認定5議案について、各課局ごとに決算審査を行います。なお、審査最終日となる15日には、決算全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第9日目の16日は休会といたします。

本会議最終日となる第10日目の17日は、予算決算常任委員会に付託した令和元年度の決算認定5議案について、委員長から審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、8月26日に予算決算常任委員会で実施した事務事業評価の評価結果について、委員長から報告を行います。最後に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日から17日までの10日間と決定いたしました。

○同意第12号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第13号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○延山宗一議長 日程第3、同意第12号及び日程第4、同意第13号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、早速同意第12号及び同意第13号につきましてご審議をお願いしたいと思います。12号、13号につきましては、板倉町固定資産評価審査委員会委員に関する人事案件でございますので、一括して説明を申し上げます。

現在、板倉町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております和田利男氏、同じく北山圭一郎氏の3年の任期が9月26日をもちまして任期満了となる予定のため、これに伴う再任の人事でございます。

和田利男氏、北山圭一郎氏については、共に人格は誠実で、地域においても信望が厚く、町行政にも精通されておりますので、適任者として固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

両氏ともにこれまでの固定資産評価審査委員会委員として、3期9年間の経験に基づいた指導力、行動力を十二分発揮し、引き続きその職務を遂行していただけると、そんなふうと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

人事案件でございますので、改めて担当課長の説明は予定をしておりますませんが、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定をいたしました。

初めに、同意第12号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第12号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第13号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第13号は原案のとおり同意されました。

○報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○延山宗一議長 日程第5、報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということで、ご説明を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告をするものであります。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町においては実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

続いて、連結実質赤字比率であります。町の全体の会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標ということでございます。本町におきましては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。存在をいたしません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であります。本町における実質公債費比率は4.4%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっておりまして、数字の小ささ、低いほどよろしいわけでありますので、4.4%の公債費比率ということで、上限からは非常に隔たりがあるところであろうというふうに考えております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標でございます。今回は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込額を合わせた充当可能財源等が町債残高などを主とした将来負担額を上回ることとなったため、将来負担比率は算定をされません。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はないというようなことでございます。

次に、資金不足比率でございます。資金不足の比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標でございます。公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では下水道事業特別会計が該当となりますが、資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、早期健全化基準に相当する経営健全化基準は20%でございます。

監査委員様の審査意見書はお手持ちのとおりでございますので、御覧をいただければと思っております。

以上で報告を終わります。改めてこれについてはさらなる説明はございませんので、課長の説明も予定をしておりません。

以上であります。

○延山宗一議長 以上で報告第4号を終わります。

○承認第7号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第6、承認第7号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第7号ということでありまして、専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）ということでありまして。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、減免措置の特例を定める必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年6月25日付で専決処分をしたものでございます。

改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を減免申請の事由とする場合における減免対象期間及び減免申請期限の特例を追加するものであります。減免の対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険税額でありまして、申請期限は令和3年3月31日でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、窮状にお役に立てるための減免措置ということになるのであらうと思っております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。改めてこれにつきましても、上位法の変更によりということもありますので、担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

○承認第8号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第7、承認第8号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、承認第8号であります。専決処分事項の承認についてということで、板倉町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

本案につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の減免について、減免措置の特例を定める必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年6月25日付で同じく専決処分をさせていただいたものであります。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を減免申請の事由とする場合における減免対象期間及び減免申請期限の特例を追加するものであります。減免の対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料であり、申請期限は令和3年3月31日でございます。

先ほどと同じでございますので、改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

○議案第34号 板倉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第8、議案第34号 板倉町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第34号であります。先ほどお願いいたしました固定資産評価審査委員会委員さんの選任については同意をいただき、大変ありがとうございました。その委員会の条例の一部を改正する条例ということで、条例、上位法の変更がございました関係上ということでご審議をお願いするところであります。

本案につきましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」、非常に長い法律で、読んでいる私もちょっと分からなくなってしまうような感じもしないのですが、いわゆるそういった法律が令和元年5月31日に公布され、同年12月16日から施行されることにより、法令名が「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」へと改められたことに伴い、引用する本条例の関連条項等を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定をいただければと思っております。改めての課長の説明は同じく予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議案第35号 板倉町税条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第9、議案第35号 板倉町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第35号であります。板倉町税条例の一部を改正する条例についてということでございます。

本案につきましては、令和2年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、板倉町税条例においても、関連する条項等において改正を行うものであります。いわゆる上位法の改正に伴う改正ということでありま

す。改正内容につきましては、固定資産税においては、地域決定型地方特例措置となる課税標準の特例の改正、個人住民税においては、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、町たばこ税については、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、法人町民税につきましては、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応、その他関係法令の改正に伴う引用条例の整理等を行うものでございます。

以上の改正を行わせていただきますので、よろしくご決定いただきますようお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議案第36号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第10、議案第36号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ずっと同じような内容の提案が議案として提出をさせていただいておりますが、よろしくお願ひいたします。

議案第36号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてということで、本案につきましては、同じく令和2年度税制改正に伴い、いわゆる上位法の改正に伴い、板倉町国民健康保険税条例においても、関連する条項等の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う引用条項を整理するものでございます。

以上の内容でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。同じく担当課長の説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願ひます。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議案第37号 板倉町手数料条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第11、議案第37号 板倉町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第37号をお願いいたします。板倉町手数料条例の一部を改正する条例ということでもあります。

本案につきましては、令和元年に「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」が施行されたことに伴い、住民票及び戸籍附票の除票に関する規定が新たに設けられたことによる手数料に関する規定の追加と、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、マイナンバー通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付手数料に関する規定を削除するために一部を改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。これにつきましても、課長の説明は予定いたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議案第38号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第12、議案第38号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第38号につきましても、上位省令が変わったことにより、改正をするということであり、

議案第38号 板倉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてということでご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和2年6月5日に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が公布され、同日から一部施行されたため、本条例についても一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、居宅介護支援事業所の管理者要件の緩和でございます。

1点目は、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員であることと規定しておりますが、その

確保が困難である場合に、管理者を介護支援専門員とすることができることでございます。

2点目は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である場合、その者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和9年3月31日まで、6年間ということになるのでしょうか、猶予をすることでございます。

以上の内容が省令の変更による改正ということになります。改めて課長の説明も予定いたしておりませんが、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○延山宗一議長 日程第13、議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第15、議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、令和2年度の各会計の補正予算を上げさせていただきます。39号、40号、41号でございますが、一括して説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億385万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億6,673万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に2億1,031万2,000円、県支出金に21万円、町債に1,470万円をそれぞれ追加し、繰入金から2,136万7,000円を減額をするものであります。

歳出につきましては、総務費に7,744万8,000円、民生費に108万2,000円、教育費に1億2,644万円をそれぞれ追加をし、議会費から111万5,000円を減額をさせていただくものであります。

また、地方債につきましても、所要の補正をするものでありまして、以上のような内容になっているところでもあります。

以上で、令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。

次に、議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、今年度2回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ57万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億4,378万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、4款県支出金に27万5,000円、7款繰越金に30万4,000円をそれぞれ追加をするものでございます。

歳出につきましても、1款総務費に27万5,000円、9款諸支出金に30万4,000円を同じく追加するものでございます。

以上が令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明となります。

次に、議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ122万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8,586万円とするものであります。

歳入につきましては、4款支払基金交付金に67万6,000円、7款繰入金に5万6,000円、8款繰越金に55万円、9款諸収入に1,000円を追加し、3款国庫支出金から3万8,000円を、5款県支出金から1万9,000円を減額をするものであります。

歳出につきましては、1款総務費に9万8,000円、7款諸支出金に122万6,000円を追加し、5款地域支援事業費から9万8,000円を減額をするものであります。

以上、令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

以上、議案第39号から議案第40号、議案第41号までを一括して説明を申し上げました。よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いいたします。読み上げたとおりの内容でございますので、改めての担当課長の説明は当方としては予定をいたしておりません。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第39号から議案第41号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが、異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○延山宗一議長 日程第16、認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第20、認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、命によりまして、町長に代わりまして私のほうから提案理由を申し上げさせていただきます。

認定第1号から認定第5号につきましては、令和元年度各会計の決算認定でありますので、一括して説明をさせていただきます。

初めに、令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに55億1,700万円でありましたが、4回の補正予算や前年度からの繰越明許費繰越額を含めた最終予算現額は57億4,673万8,000円となりました。

歳入総額は59億6,686万9,114円でありまして、予算現額に対する収入割合は103.8%でございます。

歳出総額につきましては53億7,498万9,755円でございます。予算現額に対する執行割合は93.5%となり、歳入歳出差引残額5億9,187万9,359円の繰越しとなりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源770万2,000円を差し引いた実質収支額は5億8,417万7,359円となりました。

以上が令和元年度一般会計歳入歳出決算についての説明でございます。

続きまして、認定第2号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに1億6,379万8,000円でありましたが、1回の補正予算を含めた最終予算現額は1億6,721万4,000円となりました。

歳入総額は1億6,444万3,153円でありまして、予算現額に対する収入割合は98.3%、歳出総額は1億6,303万2,947円となりまして、予算現額に対する執行割合は97.5%となりました。

歳入歳出差引残額でございますが、141万206円の繰越しとなり、実質収支額も同額となります。

以上、令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明でございます。

次に、認定第3号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに21億1,942万2,000円でありました。2回の補正予算を含めた最終予算現額は21億6,659万3,000円となったところでございます。

歳入総額は20億3,523万3,657円でありまして、予算現額に対する収入割合は93.9%となりました。

また、歳出総額は20億1,987万6,483円でありまして、予算現額に対する執行割合は93.2%となっております。

歳入歳出差引残額でございますが、1,535万7,174円の繰越しとなり、実質収支額も同額となるものでございます。

以上、令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明でございます。

次に、認定第4号 令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに13億337万8,000円でありましたが、3回の補正予算を含めた最終予算現額は12億7,528万円となったところでございます。

歳入総額は12億6,160万5,389円でありまして、予算現額に対する収入割合は98.9%であります。

また、歳出総額は11億9,792万4,960円となりまして、予算現額に対する執行割合は93.9%でありました。

歳入歳出差引残額でございますが、6,368万429円の繰越しとなりました。また、実質収支額も同額となります。

以上が令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。

次に、認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

当初予算額は、歳入歳出ともに1億9,592万7,000円でありましたが、2回の補正を含めた最終予算現額は2億650万3,000円となりました。

歳入総額は2億2,194万6,715円でありまして、予算現額に対する収入割合は107.5%でございます。

歳出総額は1億9,581万9,981円となりまして、予算現額に対する執行割合は94.8%でありました。

歳入歳出差引残額でございますが、2,612万6,734円の繰越しとなりまして、実質収支額も同額となるものでございます。

以上が令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。

なお、監査委員からの審査意見書は、別紙のとおりでございます。

また、各会計における主要施策の成果につきましては、別冊のとおりでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上、認定第1号から認定第5号までを一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

ただいま議題となっております令和元年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

黒野監査委員。

[黒野一郎監査委員登壇]

○黒野一郎監査委員 おはようございます。ご指名がございましたので、令和元年度の各会計決算についてご報告申し上げます。

令和元年度の各会計決算審査については、令和2年7月30日に実施いたしました。なお、この件につきましては、江田監査委員さん共々去る8月27日に栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、令和元年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について、担当職員の説明を聴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査をしたので、その結果を報告い

たします。

まず、審査の総括的意見から申し上げます。令和元年度においては、一般会計及び特別会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりですので、概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額59億6,686万9,114円、歳出総額53億7,498万9,755円、歳入歳出差引額5億9,187万9,359円。

続いて、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億6,444万3,153円、歳出総額1億6,303万2,947円、歳入歳出差引額141万206円。

続いて、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額20億3,523万3,657円、歳出総額20億1,987万6,483円、歳入歳出差引額1,535万7,174円。

続いて、介護保険特別会計につきましては、歳入総額12億6,160万5,389円、歳出総額11億9,792万4,960円、歳入歳出差引額6,368万429円。

最後に、下水道事業特別会計につきましては、歳入総額2億2,194万6,715円、歳出総額1億9,581万9,981円、歳入歳出差引額2,612万6,734円となりました。

以上、総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって、町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的が大方達成されたものと評価いたします。

役場新庁舎建設や広域防災情報伝達システムの整備をはじめとする防災事業が終了し、町債や基金繰入金が減少した一方、今後、借り入れた町債の返済が本格的に始まることから、行財政改革を推進していく上において、これらの状況を十二分に認識し、健全な財政運営の堅持により一層の努力を期待するものであります。

以上で令和元年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづいてございますので、御覧いただきたいと思っております。

なお、議員各位におかれましては、さらに十分なる検討をお願いし、審査報告といたします。ありがとうございました。

○延山宗一議長 審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思っておりますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○発議第2号 板倉町議会基本条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第21、発議第2号 板倉町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。提案者から説明を求めます。

青木議員。

[10番 青木秀夫議員登壇]

○10番 青木秀夫議員 それでは、発議第2号 板倉町議会基本条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本案につきましては、地方自治法第96条第2項に規定する議決事件について定めた板倉町議会基本条例第8条に「板倉町地域福祉計画」を追加する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○延山宗一議長 日程第22、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から説明を求めます。

青木議員。

[10番 青木秀夫議員登壇]

○10番 青木秀夫議員 それでは、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてご説明いたします。

本意見書は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、地方財政の急激な悪化が予想されることから、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくため、地方税、地方交付税の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めるものであります。

なお、本発議の提出者及び賛成者につきましては、議会運営委員会委員全員の連名によるものでございます。

意見書の提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣でございます。

提出意見書につきましては、議会事務局長に朗読をお願いいたします。

以上、ご説明申し上げ、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 それでは、意見書を議会事務局長に朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命によりまして意見書を朗読させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

群馬県板倉町議会。令和2年9月8日。

提出先については、以下のとおりでございます。

以上で朗読を終わります。

○延山宗一議長 お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○発議第4号 群馬県板倉町と埼玉県加須市を結ぶ利根川新橋の整備促進及び架橋に係る幹線道路の整備促進を求める意見書の提出について

○延山宗一議長 日程第23、発議第4号 群馬県板倉町と埼玉県加須市を結ぶ利根川新橋の整備促進及び架橋に係る幹線道路の整備促進を求める意見書の提出についてを議題とし、提案者から説明を求めます。

青木議員。

[10番 青木秀夫議員登壇]

○10番 青木秀夫議員 それでは、発議第4号 群馬県板倉町と埼玉県加須市を結ぶ利根川新橋の整備促進及び架橋に係る幹線道路の整備促進を求める意見書の提出についてご説明いたします。

本意見書は、本町と加須市における災害時の広域避難経路や緊急輸送経路を確保するため、利根川新橋の早期建設及びその架橋に係る幹線道路の整備を強く県に求めるものであります。

なお、本発議の提出者及び賛成者につきましては、議会運営委員会委員全員の連名によるものでございます。

意見書の提出先につきましては、群馬県知事、群馬県議会議長でございます。

提出する意見書につきましては、議会事務局長に朗読をお願いいたします。

以上、ご説明申し上げます、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 それでは、意見書を議会事務局長に朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命により意見書の朗読をさせていただきます。

群馬県板倉町と埼玉県加須市を結ぶ利根川新橋の整備促進及び架橋に係る幹線道路の整備促進を求める意見書。

当板倉町と埼玉県加須市は利根川と渡良瀬川の2大河川に挟まれた低平地であり、過去にはカスリーン台風で代表されるように幾度も洪水被害に見舞われた歴史もあり、水害対策における広域避難経路の確保が、板倉町、加須市の重要な行政課題となっている。

その広域避難経路として板倉町と加須市を繋ぐ利根川に架かる橋である埼玉大橋は、昭和47年の供用開始以来、約半世紀に渡り、県境を越えて地域間を結ぶ経済の大動脈として多くの方々に利用されており、年々交通量も増加し、慢性的な交通渋滞が発生している状況である。

このような中、令和元年10月の東日本台風では、利根川、渡良瀬川の水位が氾濫危険水位に達し、避難指示を発令したところ、避難する車両が埼玉大橋に集中し、大渋滞が起こる事態となった。

災害時の広域避難経路や緊急輸送経路を確保するため、利根川新橋の早期建設及びその架橋に係る幹線道路を整備することは、地域防災力の強化と大規模自然災害時において首都圏のバックアップ機能を発揮することにも繋がるものと考えます。

ついては、板倉町と加須市を結ぶ利根川新橋の早期建設及びその架橋に係る幹線道路の整備促進について、早期に取り組んでいただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月8日。群馬県板倉町議会。

群馬県知事、群馬県議会議長宛てでございます。

以上で朗読を終わります。

○延山宗一議長 お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

これより発議第4号について採決いたします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 (午前10時40分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和2年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年9月9日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 3 議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 4 議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者
小野田	博基	教育委員会 教育委員会 局長
田部井	卓之	教育委員会 教育委員会 局長 指導主事

伊 藤 良 昭 農 業 委 員 会
事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

小 林 桂 樹	事 務 局 長
小 野 田 裕 之	庶 務 議 事 係 長
伊 藤 泰 年	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○延山宗一議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおり質問をさせていただきます。

その前に、台風10号ですが、どうしても災害の国というか、または災害に弱い日本です。毎回のように入り返される崖崩れ、川の氾濫、日本の地形がそうなのか、今回は特に最大級とも言われた台風、そのせいか、どちらにしてもお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。

今回は、それと同時に、どこの避難所も満員との報道もあり、そこからコロナウイルス感染があったのか、これから精査されていくのか、大変気になるところです。早めの避難をテレビ等で流しましたが、それはそれでいいのですが、ニーズに対しての避難所の数なども考慮しなければと多くのことが課題として新たに考えざるを得ない今回の台風だったと思います。人々はそれは災害により、いろいろ反省をし、学んでいくのかなと思っております。ぜひ当町といたしましても、10号から教訓を得まして、安心・安全なまちづくりに役立ててほしいと思います。

では、本題に入りたいと思います。まず、新型コロナウイルスが当町の小学校、中学校に与えた、またはこれからどう影響していくのか質問したいと思います。コロナウイルスが発生してから今日で約10か月になろうとしております。皆様も周知のとおり、思うような成果が出ていないのが現状かと思えます。光が見えそうですが、経済などでも観光はもとより、飛行機、新幹線、人々に及ぼす影響ははかり知れないものがあります。また、それはこれから先においてまだまだ油断ならないわけで、これから来る秋、冬にはインフルエンザとの兼ね合いもあるということが本当のところだと思います。新型コロナウイルスによる環境の変化は、大人だけによらず、子供たちの社会に大きく関わっており、自宅待機を余儀なくされ、生活リズムもなかなか慣れず、それでいつ感染するかといった不安に悩まされ続けた一、二か月だったと思います。まして、新1年生などは入学式もそこそこで、1年生になったのに、学校に行けない。うずうずしたもどかしさ、

また受験生においては、将来の不安、焦り等々数えたら切りがなく続いた日々だったと思います。それらを大人が先回りして、いかに不安を最小限に抑えていくのか。当町では取りあえず学校は基本的に紙ベースで、オンライン授業ではないと聞いておりますが、休校中です。ただ、そのプリントでさえすら、今また学校で再勉強というか、学び直しているとも聞いております。基本的に国が示した全国一斉の休校は行き過ぎだったのではといった意見も聞かれますが、それは今だから言えるのかなとも思っております。経済と生活のバランスは、常に気にはかけて神経を使いましたが、子供たちに安全のためと言いながら、全て中止や延期と取れるのですが、これはしようがないことだったのかもしれない。子供たちが待ち望むのは、学校で友達と会うことだったり、学校行事だったり、部活動、授業以外のことが多いのではないのでしょうか。勉強もそうですが、学校は人を育てる場所だと思っております。言い換えれば、子供は家族と社会の協働の中で育っていくものだと思っております。

そんな中で、ウイルスによる子供たちへの影響について質問をさせていただきます。新聞にも出ていましたが、コロナウイルスによる学校のルールがより多く変わってきております。今年の夏休み、どのような対応により日にちが決められたのかお伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今年の夏休みの対応ということでございますけれども、これ郡内の教育長会議等で話されたという経緯もございます。新型コロナウイルス感染症対策として実施した臨時休業ということになります。そこで、一番問題となってくるのが、不足した授業時間の確保ということでございます。町内の小中学校1学期の終業式を従来の7月20日から7月31日へ後ろ倒しをすることで7日間、さらに2学期の始業式を従来の8月28日から8月24日へと前倒しすることで4日間、合わせて11日間の夏季休業日を授業日に振り替えたということで授業日数を確保いたしました。

加えて、10月28日、これが群馬県民の日でございますが、ここを加え、また12月25日の冬季休業日を授業日としまして、年間で13日間授業日を確保いたしました。

また、臨時休業により生じた児童生徒の未履修分の補助学習として、プリント等をやったわけでございますが、当町といたしますと、6月から小学校4年生になりますけれども、小学校4年生から中学校3年生まで児童生徒が利用できるオンライン学習サービス「スタディサプリ」を導入しました。インターネットがないご家庭につきましては、各学校のパソコン教室、これを利用できるようにサポート体制も整えたところでございます。

また、小学校1年生から3年生までの児童については、「スタディサプリ」が利用できませんので、家庭で学べる教材ということで、「スイッチ・オン!」という教材を導入いたしまして、それらを夏季休業期間中にも積極的に活用していただくよう、夏季休業前に各小中学校から児童生徒あるいは保護者へ周知をしたということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 日数的には授業時間などどのようにカバーしていくのが課題かと思っております。ただ、群馬県の板倉町、隣の古河市なのですが、古河市などでは小学生がお盆しか休みではなかったと、

へえっとびっくりしたのですが、そういうところもあって、今までずっと休んでいた日数をカバーしていくのだなということを感じました。

次は、夏のプールですが、当町の小中学校ではどのような対応だったのかお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 夏のプールへの対応でございますけれども、令和2年5月22日にスポーツ庁並びに文部科学省の通知によりますと、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いとされております。しかし、水泳の授業においては、多くの児童生徒が同時に更衣室を利用したり、複数の児童生徒が組になる形態となって授業をしますので、安全を確認しながら学習を行うということで、児童生徒の密集、密接が起こる可能性が高いということから、水泳の授業実施において最も重要な、すみません。それと水泳の授業実施において最も重要な健康診断、これが臨時休校のためできませんでしたので、そういうことを総合的に判断いたしまして、今年度の水泳授業の中止、また夏季休業中の学校のプールの使用を中止したということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今、局長がお答えしたとおり、プール自体は塩素濃度が適切なら、まず水中感染のリスクは低いとスポーツ庁は発表しております。ところが、やはり更衣室などの3密となる可能性があるという説明されています。密接が想定されるなら、対策が必要であり、難しい場合は実施を控えると一応の国のガイドラインが示されているのですが、当町としましてはそれに即したといった形ということですね。

次は、小中、特に足の速い子供たちなどは1年に1度大変楽しみにしていると思われる運動会です。いわゆる体育祭は実施をされるのかお聞きしたい。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 運動会についてでございますけれども、国内における新型コロナウイルスの感染が以前拡大しております。当町におきましても感染拡大防止に向けまして、様々な行事や活動、それが中止もしくは延期の措置が取られているのが現状でございます。

町内小中学校で全国一斉の臨時休校以来、学校行事をはじめとする諸活動の見直しを行う中で、中学校においては、既に6月4日が体育祭でしたので、すぐ中止と既に決定をさせていただいております。

また、小学校におきましては、9月26日に予定しておりましたが、やはり練習段階あるいは当日ともに密集、密接のリスクを回避することが困難と判断いたしまして、従来どおりの来賓の方々、保護者をお迎えしての運動会は中止ということにいたしました。

ただし、小学校の場合なのでございますけれども、10月15日に授業の中で、学校でできる範囲で、徒競走とか、代替行事ということで、現在学校を中心に検討しているところでございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 これは、当町の町の運動会などの兼ね合いもあったかと思われま。6月22日の新

聞であります、段階で、早々に実施するか、しないかと出ておりました。ただ、残念なのに、板倉町はどちらにも出ていなかったものですから、その時点では結論が出ていなかったと認識してよろしいわけですね。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 6月の時点では、中学校は中止ということで、もう既にあれですけども、小学校の場合はまだ検討中という形の中で進めさせていただいているというところでございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 市や町によっては、同地区でも各学校の判断に委ねると出ておまして、かなり教育長をはじめ教育委員会としても決断するには勇気が要ったかと思います。何を基準判断としたのかお伺いできればお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 判断基準ということでございますけれども、従来の運動会ということだと、どうしても密集ということが関係してきますので、そういうところを判断材料とさせていただきました。

以上でございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 やはり県のガイドラインに即したということでよろしいかと思います。運動会の中止については、8月20日付で校長名でその旨の通知を頂きました。内容が板倉町教育委員会の指導の下、感染症等状況を鑑みて中止、教育委員会の会議には校長先生たちは入っていないということですか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 学校のほうの通知の教育委員会の指導によりということにつきましては、基本的に教育委員会から校長会を集めさせていただいて、その校長先生方、学校運営に関わることでありますので、その意見を聴取してということでございます。そういう意味で教育委員会ということが使われているのかと思います。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 現場の声などとなりますと、やはり子供たちの声というわけですが、なかなかその声が、子供たちの声、自分のうちの前、通学路なものですから、ちょっと親しくしている子供たちがいまして、「どうしたん」と聞くと、「やんねえんだよ」と言うだけで、その辺、小さいまだ低学年かもしれないですけども、はっきりした答えが返ってこないということは、やはり子供たちないがしろにされているのかなと印象も受けました。

また、夏から秋へかけての恒例行事にもう一つ、修学旅行があるわけです。早くはこの6月22日の上毛新聞の記事になりましたが、そのときは千代田町は実施の方向、これもやはり板倉は何の回答も出ておりませんでした。

次に、9月3日に朝日新聞でしたが、各市安全を最優先に中止などと載っておりました。当町はどのような考えなのか伺いたしたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 修学旅行についてのご質問でございますけれども、町内小学校1年生から5年生の社会科見学等はこれ延期をして実施をさせていただくということで、あと6年生あるいは中学3年生の修学旅行ということでございますけれども、板倉町の場合、例えば中学生におきましては、5月から9月に延期、9月でも終息を見ないということで12月に延期させてもらったというような経緯もございまして、最終段階までそこを検討していたというのが実情でございます。

小学校の修学旅行につきましては、当初東京、神奈川方面を予定して見たのですが、それにつきましては、方面を栃木のほうへ変更させていただいて、検討していたということでございます。最終的にまた校長会で検討させていただきまして、中学校については、行き先が関西方面、東京を経由しての関西方面ということ、それと先ほども申し上げたように、5月から9月、9月から12月へ変更したということで、12月ですと、もう1か月たたないうちに私立の受験が始まってしまいますので、そういう不安解消とか、そういう部分も含めて、中学3年生につきましてはの修学旅行は中止とさせていただきます。

小学校6年生の修学旅行については、東京、神奈川方面から日光のほうへ、栃木県日光市のほうへ移動したということで、学校のほうもその旅館のほうも行きまして、そういう安全確保ができるという判断で今現在では行く予定でいます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 当町に限らず、基本はかわいそうだが、感染責任が取れない、そういうことだと思います。国としての方針もあり、町としての方針、様々ありますが、今回小中学生の皆さんが一度しかない1年生、一度しかない6年生、中学生生活、また来春の受験と、一つ一つ取れば本当に青春の真ただ中、大事な年代をコロナウイルスによって不測の影響を受けているわけです。それにもめげず、子供たちは生きていくのかなと思います。この経験を後々どのように生かしていくのか、生かせるのか、大変不安なところがあります。ただ、指導者としてはその時代の当町の主要な不安に対して真正面から対決する姿勢が見られれば、今年運動会、プール、修学旅行、行われなくても希望は失われないような気がします。

また、中学3年生の言葉として、これ新聞に載っていたのですが、「大人がやることは行事を中止することではなく、感染症を少なくする努力だと思います」。そのとおりかと思います。もちろん努力はしているのですが、この記事の前には、基本的には歓楽街から感染が、クラスターが発生しているというのがあったものですから、この中学3年生の男の子はこのような意見を新聞に出したのかなと思います。大人の責任の取り方が子供たちにどう映るのか、大変大切なことだと思っております。

最後に、教育研究者として肩書きを持った人の新聞記事が出ておりました。鈴木大裕さんという方で記事の中には、「子供たちが待ち望んでいたのは、学校行事だったり、授業以外のことが多かったのではないのでしょうか。コロナウイルスのせいで議論は授業時間の確保だけに捉われて、大人の都合だけ教育が語られている」とありました。多分に反論は大いにあると思いますが、次に子供の母親の記事として、「子供の制約、

行き過ぎでは」と。その中で自分の娘のことが書かれていました。小学校4年生の女の子らしいのですが、3年間皆勤賞、その長女は4年生になって学校に行き始めたら、「気持ちが悪い。学校を休んでいいか」と初めて言ったそうです。その後も体調不良が続き、よくよく話を聞いてみると、進級して授業日数、授業量は増えたのに、校庭で遊べる時間が減った。なるべく話もしてもいけない。新しい友達もできない。でも、みんなと同じように自分も頑張らないとと気を張り続けた結果、体調を崩したそうです。今もそうですが、学校自体からは児童感染はあるが、子供自体のクラスターは出ていない。もちろん出てからでは遅いのですが、このような子供が増えることなく、早く解決策ができることを望みます。

コロナウイルスが流行し始め、今では随分と考え方や対処の仕方が変わってきたのかなと思われま。子供たちからすれば、今年1年も一度なわけであり、以前に成人式の有無について区長さんはじめ、あらゆる方面の方々の意見を聞かせていただきました。それならば、小中学生たちにも意見を聞くべきかなと思います。中学3年の修学旅行も今年だけのことを考えると、なかなか釈然としないのかなと思います。9月8日付の新聞で、小中高の感染の割合は5.2%と出ております。これは、ほかから見れば大変少ない。それとも子供はかかりにくいのかなと、それもまだ分かりませんが、そのようにも判断をします。子供たちは言葉がつかない。経験が少ない。でも、自分たちより、大人より鋭いところがいっぱいあるように思います。ただ、子供が大きな声で社会に対して発言の場がないのだからかもしれません。

以上でこの件の質問は終わりたいと思います。

最後になりますが、鈴木教育長の早期回復を願うものであります。

次の質問に移ります。特定定額給付金または当町の生活支援給付金等の手続について、何か問題点はなかったのかお伺いしたいと思います。

1番は、独り暮らしの年配の方で、思うように体が不自由、申請が難しい人に町はどのように対処したのかお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、定額給付金、生活支援給付金についてお答えをさせていただきます。

ご質問の独り暮らしや体の不自由な方の申請方法に入る前に、この給付金の支給の概要について述べさせていただきます。

この定額給付金につきましては、全国一律の対応で、対象者は4月27日現在、板倉町の住民基本台帳に登録されている人、受給権があるのは世帯主とされました。これを受け、板倉町では5月12日に世帯主宛てに申請書類を郵送をさせていただきました。国の規定で、申請開始から3か月で受付終了ということですので、8月17日で申請受付を終了しております。支給された人数が1万4,369人、5,682世帯への給付をいたしました。金額にいたしますと14億3,690万円でありました。支給割合につきましては99.7%となっております。

また、町独自で生活支援給付金を給付をさせていただきました。これについては、6月1日を基準日といたしました。支給した人数が1万4,348人、1人5,000円の給付でありますので、7,174万円を支給をさせていただいたところあります。それを受けて、ただいまご質問の独り暮らしや体の不自由な方の申請についてでございますが、共に郵送による申請をされております。また、代理申請あるいは代筆等もありません。

そのような国の制度に基づいての申請方法でありますので、特に問題はないと考えております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 基本的に申請の文章ですが、分かりやすいといえば分かりやすい、分かりづらいといえば分かりづらい。要らない人は出すのでしたっけ。そういった書類、最初これはテレビのニュースでもやったのですが、青森でしたか、どこかで山の中のおばあちゃん、独り暮らしの。そこに閣議決定か何かした時点で、もう現金を持っていっているといったようなニュースがありました。あのおばあちゃんは多分申請していないと思うのです。でも、もう決定した時点で職員が現金を持っていってしまう。ある意味怖いですよ。あのおばあちゃんのところへ10万円いったというのが分かってしまうわけですから、ある意味怖いのですけれども、それをテレビでやるほうが怖かったのですけれども、でもそこまで手取り足取りやってお配りをしているといったことが何となく今の答弁だと、板倉町にそこまでやっているのかなという感を受けたのですが、その件について何かありますか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 初めに、書類が分かりづらいとか、そういう話がありましたが、一応国の基準に基づいたものであります。字が小さくなってしまうということは、やはりご指摘はありました。また、給付金を希望しない方はチェックをしてくださいとか、その辺で分かりづらかったのかなというところがあります。

また、先ほどの青森県の小さな村のお話だったような気がしますが、そこについてはそのような対応をされたようでありますけれども、板倉町につきましては、国の基準どおり対象者へ郵送したと。ご自分でなかなか申請できない方については、代理申請という制度がありますので、それに基づいて行われたということでもあります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 次に、マスコミ等で問題視されている点でしたが、何らかの理由で夫婦は別居なされている、または子供が離れている、そういった家庭への対応というのをお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 何らかの理由ということが考えられるのがDVということなのかなと思います。これについては、やはりこれも国の制度で、その対象者については避難をしている自治体に相談をして、その自治体が両方の県を通してやり取りをするということになります。例えば群馬県ですと板倉町から群馬県庁に相談が行きまして、その相手の県を通してということで、相手の県からその市町村にやり取りをすると、最終的には県同士でのやり取りということになります。そういうことで、DVについても、やはりこれについても国の制度にのっとってやっております。板倉町の場合は、対象者が1件あったということでもあります。

それと、先ほど言い忘れましたが、代理申請とかで体の不自由な方の話がありましたけれども、これについては町でも健康介護課の職員が高齢者等の自宅を回っておりますので、もうその職員がいろいろお手伝いをさせていただいたということもあります。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 次に、施設に入っている身内のない方々たちへの対応はどうなっておるのか聞きたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

施設に入っている独り暮らしの方々の対応についてですが、住民票を施設に移されている方につきましては、申請書を施設宛てに送っております。これについては、施設でご自分で申請をされたり、またできない方については、施設の職員の補助を受けて申請をされたりしております。

また、住民票を施設に移されていない方につきましては、7月15日の時点で未申請の世帯に対して申請を促す通知を発送いたしました。その際に、役場内の関係課に確認を依頼をして、施設に入所されていることが分かった方には施設宛てに通知をしています。8人の方には施設に郵送をして、そちらから手続をしてもらったという経緯があります。

以上であります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 万人に権利があるわけですが、逆に当町にもらえない人という人はいたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

受給権があってももらえないという方はおりませんが、受給権があって、申請をしない方ということでの回答とさせていただきますが、29の方が申請をしております。また、辞退をされた方は、申請書を出したけれども、辞退をしたという方が3人おりました。

以上であります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 申請してから辞退をしたという人はいるのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

先ほどの申請書の話がありました。その申請書にチェック欄があるのですが、給付金を希望しない方はチェック欄にチェック印を入れてくださいということで、そこにチェックを入れて辞退をしたと。こちらからも電話で連絡をして、辞退でよろしいでしょうかということで確認をして、3人の方は間違いはないということで辞退をされたということになります。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今の課長の説明で、当町といたしましては、差し当たって問題になるような事例は

なかったと認識してよろしいわけですね。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

特にこの給付金の関係で問題になる事例はありませんでした。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 次の質問に入ります。

6月26日のウェブ会議の内容についてです。たまたまこれはNHKの6時半から夕方のニュースで流れたのですが、自分がスイッチを入れたときは、もう終わる寸前、内容は伝わりませんでした。これは、遊水地を囲んだ地域の首長によるテレビ会議だったと思います。内容についてお伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ご質問をいただきました6月26日に開催されましたウェブ会議、オンラインの会議の内容でございますが、こちらにつきましては、利根川上流河川事務所の主導によりまして、利根川の中流に位置します4県境に位置する首長等が参加いたしまして、河川管理者、市町、県等が利根川が氾濫時の「逃げ遅れゼロ」を目標といたしまして、広域避難に関する検討を一体的に、計画的に推進するために平成29年8月に設立をされております利根川中流4県境広域避難協議会、この協議会の5回目の会議でございました。したがって、今、遊水地というお話がございましたが、遊水地を題材とした会議ではございませんでした。

ちなみに、この協議会の構成員でございますが、メンバーに加須市、古河市、茨城県境町、坂東市、佐野市、館林市と板倉町の利根川中流域の7つの自治体と利根川上流河川事務所及び気象庁がメンバーでございます。また、オブザーバーといたしまして、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、栃木市、野木町がオブザーバーとして参加いただいております。最後となりますが、アドバイザーに東京大学大学院の片田特任教授となっております。

6月26日のこの5回目、第5回の協議会の内容でございますが、利根川氾濫における広域避難の基本的方針として、広域避難のタイミングを、利根川が氾濫するような大雨の可能性が予想される場合に、72時間前に今後の対応について共同で検討を開始することなど、2点目といたしまして、広域避難先の考え方として、住民各自が自主的に確保した親戚・知人宅、勤務先などへの避難を第一として、また車中避難などの多様な避難の選択肢として位置づけることなど、最後に社会的な啓発等といたしまして、住民主体での自主的な広域避難先の確保を積極的に推奨することなど、この3つの基本方針について取りまとめがされたという、以上のような内容の会議でございました。

以上でございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 このオブザーバーですが、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、野木町、こういった肩書の方が集まったわけですか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 オブザーバーは基本的には県関係は河川の主管課でございます。また、栃木市、野木町については、基本的には首長さんがオブザーバーとして参加をいただく形となっております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 特に板倉におきましては、1,000年に1度の大雨では、安全な場所がないということで、町長としましても安心・安全を掲げている以上、大変頭を痛めているところかなと思います。心に不安を抱えている事案だと思います。

そこで、近隣という協力、助け合うのは重要な会議だったのではないのでしょうか。「逃げ遅れゼロ」を実現するため、ただ利根川、渡良瀬の近隣ということでは状況がそれほど差がないと思うのですが、板倉としての中で中身のある話合いができたのかお伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 いざという緊急時のときに、それは利根川が切れるかもしれないという、それが予想される時期に、いわゆる条件の似たような地域、いわゆる町としては板倉町と境町あるいは野木町ももちろんその辺りも関連してくるでしょうということ、そういった条件の似ている自治体がそれぞれ助け合おうという意味はあるのですが、板倉がだめなら境へ来なさいよとか、境が板倉へ来なさいよとか、そういう会議では全くありません。条件が、いわゆる被災する条件が似ているまち、自治体でありますので、いかに共通の悩みを持ったいわゆる者同士がそういった危機的環境のときにどういう情報を共通して得て、あとはどういう考え方のもとにいわゆる近隣、先ほど申し上げました集団の中から、そのさらに安全を担保しているその自治体へ助けを求めるとか、そういう意味での共同歩調をどこまで取れるか、あるいは同じ条件でも国から出た指令に対して、板倉町は板倉、加須市は加須市あるいは下手60キロも下がった坂東市とか、それぞれ銘々に判断したほうがよいのか、そういったことも含めて多面的な角度から情報の共有の仕方、それから同じ境遇の中で発信の仕方、あるいは自治体によっては既に広域、その近隣の自治体の条件により、好意的に広域避難を受け入れる自治体に恵まれたところもあったり、ある意味では今のところ我が町は恵まれていないということ、ちょっと語弊がありますが、そういうちょっと似たような状況もあるし、全然違うような状況もあるということで、そういった意見交換も必要であろうというような会議をいざ台風が接近をして、一、二日のうちにそういったものが余裕を持って、その首長等とか県が例えば利根川上流事務所に寄って、今言ったような内容を検討するべきか、それともこういうご時世ですから、オンラインでやったほうがより効率的かというようなことも含め、1つは試験的にこの間初めてオンライン、だから私もいわゆる2階の危機管理対策室と称する一番大きい会議室で、あそこにセッティングをいたしまして、だから一人の首長も寄らずに、各役場からそういった8名、10名あるいはそれ以上の責任ある方々と自分の考え方を述べ合ったという会議でございました。

したがって、極端に言うと、共通した話合いを最低3日前以上余裕を持って持つべきだという首長もいましたし、3日も4日も前に寄って、先ほど言いたいかに共通する分が多いとて、地域的な特性も違うところもある中で、3日も前から逃げろ、逃げろと騒いでいて、果たして空振りになってしまったらどうしようとか、いろんな考えもそれぞれ微妙な考え方で首長の差があったり、いろんな参考になる材料としてはこの間

あったというふうに理解をしております。

したがって、今後、今後といっても今年だって既に11号がどこに発生して、どこへ来るかということだっているわけですが、今のところはできるだけ早く必要に応じてそういった会議を重ねて、いわゆる今、先ほど申し上げた7つの自治体がお互い助け合うというのは同じに見えるのですが、その助け合う意味の中でも、自分の持っている避難所をでは相手様に貸すとか、そういう意味ではなくて、同じ悩みを持った自治体が同じ悩みをどういうふうにして打開をしていくか、それには東西で約七、八十キロの差がある中への点在した自治体ですから、それぞれうちのほうはこういう船を利用したら割合理解してもらえたよとか、いわゆる弱い立場が強い立場の自治体をお願いをするもの、方法とか、いろんなことも含めて検討する場を細かく持つていこうというようなことで第1回は終わったという状況であります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 これ第5回と書いてありますが、どれぐらいの割合で行っているわけですか、この会議は。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 先ほど申し上げたとおり、当初が平成29年の8月ですので、年2回程度、1回から2回程度ということであり、協議会としては。その間に担当レベルでの会議は数回、より細かい頻度では行われてきております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 1回目から5回目までずっと出ている首長さん、うちの町長はそうだと思うのですが、ほかの地区でいらっしゃるのですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 基本的にはよほどでない限り、各自治体とも首長が出てきております。そのほかに首長が出る会議というのは、その事前に1つの目的があるために、事務方が各その自治体から寄り添って、こういったことを検討したいと、検討がほぼまとまって、各自治体の事務局たる立場の人が、これは首長が合意を取るべきであるという、そういう重要なときに首長が寄せられるというか、寄るというか、だから首長が寄せられたときには基本的によほどでない限り首長もしくは副首長が寄るということであります。ですから、会議の数というと、当初はこういった協議会も必要ではないかという、いわゆる必要論から、だから初めのうちは非常に間隔は空き、だんだんそういう意味では5回でも、2年間のうちに最初は1年に1回ぐらい、2年目はもう2回から3回とか、そういうようなことで、これから多分そういった関係については、既にこの間やったか、次の会議がこの間でしたが、次の会議がすぐもう開かれるというようなこと、議題も含めて通知が来ておりますので、いずれにしても国が、国土交通省が利根川中流域の先ほど申し上げた自治体は、すべて例えば利根川にちょうど沿った自治体、例えば明和町が抜けているとか、いろんな考え方もあるし、この間は明和町は事務局が参加しているのかな、明和町の町長は全くうちのほうの事務屋は大事な話を俺に話なくて、テレビには全部9分割して、板倉、例えば佐野とか、野木とか、古河とか、これは全部映っていて、その人と対談しているわけですが、その中へ俺のうちのほうも事務方が要するに自分で行って、その

役目を果たせないなんて例えば富塚町長もその後行き会ったら、ですから温度差も多少あったり、その事務方にしてもまだというような難しさもある中で、だんだんそういう意味では正確性と重要性と、あと必要性に鑑み、内容の濃いものになっていくのだろうと。

我々は、私は特に申し上げたのは、弱い者同士が幾ら組んでも、もちろん例えば境町の例を出しますと、境町がつくば市の筑波高校とか何かそういった高校との縁結びをちゃんとできていて、体育館を借りることになっているとか、それらは参考になるのですが、では我が町が同じ動きを近隣にしても、そういった答えが出てこないというようなことも含め、首長同士が話し合ってもだめだし、物の内容によっては国や県が弱い立場の人と、強い立場という、いわゆる貸す施設はいっぱい持っているけれども、その直前にならないと自分の町の施設を貸せるとは言えないという、そういう自治体の考え方に対して、弱い立場の例えば我が板倉町等が幾らお願いに行っても、その論理を崩せない。やむを得ず断腸の思いで引き下がって、またよろしくをお願いします。また来ますというようなことでやるわけですが、そういう意味では国が、あるいは県が強くこういった指導体制を持っていただけないと、こんな会議何回やっても意味はないとか、それなりに自分の考え方を述べながら、弱者同士団結をして、要望を時には国に、時には県に、あるいは時には近隣の自治体へとか、そういった発展性も含めて、いわゆる自分たちのための共同体というふうに考えております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 では、次に今度は渡良瀬遊水地の治水事業促進に関する4市2町首長要望活動、これは先ほどのウェブ会議とどのような違いがあるわけですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 渡良瀬遊水地の今の関係につきましては、去年の19号の台風の結果を踏まえまして、いわゆる渡良瀬遊水地がためる治水機能が相当効果を表したと。計算上は1億6,000万トンとか、八ツ場ダムが1億トン弱とすれば、八ツ場ダムの治水協力効果、去年治水に役立った効果が八ツ場ダムが一番だったとか、特に八ツ場も一番最初のオープン前だったから、ゼロからたまった分だけがもろにこちらへ流れてくる分の内端になったという、そういう意味での1億トン効果、でも遊水地の面積を現水深があって、たまっていた水の高さから周りから流れ込んで、いわゆる水位が上がった。その容量を計算したら、それが1億6,000トンとか、1億8,000トンとか、多少計算方法によって違うのでしょうけれども、相当な効果があったということから、八ツ場ダムについては、板倉町はこの自分たちの被害が想定されるために、治水機能で何とか役立つだろうというので、あんな山奥の村の犠牲、長野原あるいは吾妻町の犠牲に成り立って、60年以上もいわゆる闘争を繰り返し、村の犠牲、水没も含め成り立った結果として、こちらのほうが恩恵を受けているということ、あとは当時は東京、いわゆる経済圏としてももう少し工業用水とか、そういったものが必要だということで、その2つの理由から、治水と利水の2つの面から八ツ場ダムを造るきっかけになったのですけれども、長い闘争の歴史があって、いよいよ出来上がって、当初の計画よりも10倍になってしまったとか、8倍になったとか、いろんな計算もあるようですが、そういったことも必要で助かったわけですが、ではまたこれからそういった遠くのほうの山の谷間をどこの村を潰していただきたいみたいなことをやることももちろん選択肢としては、それは国が考えることですから、否定はしませんが、もう少しやはり我々自身が自分の、極端に言えば自分のうちで持っている田んぼを1切れ、10切れ持っている田んぼを1切れ犠牲に

することによって、自分たちが助かる、ほかの9切れが助かるのであればというような、同じ考え方です。自分たちの力で自分たちが遊水地を持っていて、所有者も栃木県、群馬県、4県で所有しているわけですから、その遊水地効果が現在のあの池で1億6,000万トンで利根川の決壊が免れたという、例えばそれが事実だとすれば、もう一つ起こることは、自分たちの力や要望で、国の認可を出していただければ、自分たちの土地を掘るわけですからというような原理原則的な、他力本願でなく、自力でやれる方法がないのかというようなことを、たまたま私のもとに国の代議士のほうから、今年の始まり、去年のだから19号の終わって、12月が過ぎた直後ぐらいに、今、内閣の若手の議員の中で1億6,000万トンもあったのでは、あそこへもう一つ池掘ればいいのではないというような単純な考え方が出ているのだけれども、話が出たのだけれども、板倉の町長、それに対してはどうだいと。ああ、だから我々はそれはもちろん考えているけれども、今までは今のいわゆるハートと称するあの遊水地を、谷中湖を掘るだけでも、自然派との闘いが物すごいあったわけですね。結果的にはもう一つ掘るわけの谷中湖が2つ、第2ハート池、谷中湖も掘るわけだったのですが、1つで中断をされ、ほかの方法で治水を量全体を確保しているという状況でありますので、そんな簡単にもう一つ掘れと言っても、2つあった計画が1つにさせられてしまったのですから、簡単にはいかないのかなというような考え方の基に、そういう論理的な意見を述べる自治体の首長がいなくなってしまったということも事実だということへ、そういうある意味ではいいアドバイスみたいなものが入ってきましたので、国がそういう考え方を持っているのなら、当然地元は活発に動くからということで、私のほうから近隣の加須市あるいは古河市あるいは栃木市とか、全てに影響のあると思われるところへ発信をして、栃木市の市長に中心になっていただいて、それを今、国に陳情に行ける段階には既にもうなっているというような状況であります。

先ほどの坂東市や常総市やというそちらのほうは、こちらで渡良瀬遊水地に掘ろうが掘るまいが、洪水の危険性はあちらにはそんなに変わらないと、助かるのは、遊水地の効果があるのは、遊水地よりも上、合流地点よりも、渡良瀬川と利根川の合流地点より上の自治体、いわゆるこの自治体が、やや近辺の自治体が助かるということで、ちょっといわゆる加入団体の数とか内容が変わってきているということでもあります。今現在、佐野あるいは足利、館林とか、そういった自治体も入れるべきではないかという私はそういう考え方を持っておりますが、栃木市さんやほかの自治体を取りあえずは遊水地を囲む2町4市で出発しようというような考え方で、ちょっと差異はあったのですが、要は出発することが優先だということで、掘っていただければそれが一番、それにこしたことはないということで、取りあえずそういう理想に向かって現在進行中であるということでもあります。あとは国の判断で、何回も重ねて陳情し、判断が下りなければ幾ら陳情しても先延ばしになっていくだろうと思えますし、それは住民の熱意も含めて、先ほど首長だけと言いましたが、これからはもしかしたらまた町民、各自治体が市民、町民の一斉の嘆願書みたいな、また署名とか、いろいろな方法論も国に対して出てくるかもしれません。また、その掘削をしたいいわゆる土砂を堤防の強化にさらに使ってもらいたいとか、何せあの全体の遊水地の8割を栃木県が持っており、その栃木県の8割の中の8割を栃木市が持っておりますので、板倉や加須や古河が3自治体組んでも全体の15%から20%程度でございしますので、幾ら我々がこうしてもらいたいという案を出しても、肝腎の親元というか、栃木市、栃木県が納得しないと、そこを掘らなくてはならないということにもなるのだろうと思えますので、そういう意味では栃木市へ中心に会長にお願いしながら、全部そのお膳立てを私が我が町の担当課に動いていただいて、調整を

し、私の町と加須市で栃木市へも話を広げ、さらにそれをほかの自治体へ広げというような現在状況で、いよいよこの間結成式と、第1回目の陳情が行われたところであります。

以上。

○延山宗一議長 森田議員に申し上げます。通告時間を超えております。簡潔にお願いいたします。

○3番 森田義昭議員 去年の台風で遊水地は本当に見直されたのです。ダムも国交省が大雨が来る3日前から放流をすると決めたわけです。それで、自分も議会だよりの編集後記に書かせてもらいましたが、遊水地をもう一つ掘ってもらいたい。もう全部利根川の水を飲み込んでしまうぐらいの遊水地を掘ってもらい、そうすれば水没をしない、板倉町が。水没したら町民は戻ってこないと思うのですよ、幾ら整地しても。ではそのお金、エネルギーを使うのだったら、遊水地をこれからつくるといったほうに賛成なのですが、ぜひ僭越であります。治水を前面に押し出している現町長、これからも支持していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○延山宗一議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時02分)

再 開 (午前10時15分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[6番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。過日提出しました質問通告書に従いまして、質問のほうを述べさせていただきます。

記憶に新しく、先週九州地方に連続して台風9号、10号が接近して、特に台風10号につきましては、気象庁の予想ですと、915ヘクトパスカルまで気圧を下げ、甚大な被害を及ぼすであろうということで、気象庁と国土交通省におかれましては、2日前から会見等を開いて住民に対する注意喚起を行ったような状況でございます。ただ、9号、10号が連なったおかげで、9号が海水を攪乱して海水温を下げたために、10号が思ったよりも成長をしないで、結果的に2名の死亡者、4名行方不明者というのが今の報告ですけれども、あの建物の被害等はあったようですが、人災についてはそのような報告がなされている現状でございます。

昨今、今年は特に太平洋近海の海水温が例年よりも高くなって、日本近海まで30度、表面温度30度というような状況になっているようです。それによりまして、台風が勢力を弱めることなく日本に近づいてくる、いわゆる台風の強靱化、最近ではスーパー台風というような言葉を使うようですけれども、強力な勢力で日本に近づいてくるのが懸念をされておるところでございます。

当町におきまして、昨年10月12日から10月13日未明にかけて、台風19号により利根川の氾濫危険水

位に到達、越水のおそれがあるとの通告を受けて、全町民への避難指示が発令されたという実績がございます。その避難指示によりまして、町民の4,105名の方が避難行動を取り、避難所へ避難をしたという報告になっております。昨年設定されていた町内の避難所は13か所であります。その避難箇所を受け入れられた人員は、役場を入れて8,030名という報告になっておりました。新しいハザードマップが各家庭に配られましたけれども、その中ではわたらせ自然館、下五箇地区洪水避難タワー、飯野地区洪水避難地、アゼリアモール（屋上駐車場）、道の駅かぞわたらせが追加されて、17か所の表記になっております。中でも洪水タワーと飯野の避難所は、緊急性が高い場合のみの想定であり、形状的にも露天ということで、実際には雨風がしのげない状況になるのかなと思っております。

以前は避難所と設定されていた役場と中央公民館につきましては、今回緊急福祉避難所として利用が計画される変更になっております。昨今は新型コロナウイルスに対する対策を想定しなければならず、1人当たりの面積の確保が難しい状態ですが、これを想定しなければ、今の新しい避難所の受入れ人数というのはどのように変化をしたのか、報告をお願いします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ご質問をいただきました避難所の想定的人数でございますが、今回の防災マップのほうに受入れ人数ということで設定をさせていただいております。以前は100年に1度のレベルから1,000年に1度のレベル、想定最大レベルに置き換えて収容想定人数を算出した形で掲載をさせていただいております。全体で屋内の施設に関わる部分につきましては、6,930人となります。旧の北小学校、北保育園、北部公民館、JA邑楽館林板倉北支所、東小学校、わたらせ自然館、こちらは非浸水地域に位置する避難場所でございます。東洋大学板倉キャンパス、旧南小学校、板倉高等学校、板倉中学校、西小学校、JA邑楽館林板倉西支所、合の川水防センター、こちらが一部非浸水地域に位置する避難所で、こちらの収容想定が4,160ということでございます。そのほかに福祉避難所として、板倉町役場、中央公民館が140と120の合わせまして260の想定人数ということでございます。

先ほどの下五箇の洪水避難タワーと飯野地区の洪水避難地、またアゼリアモールにつきましては、それと道の駅かぞわたらせについては、屋外ですので、一応収容の人数は入れさせていただいておりますが、計算上の数字ということとなっております。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 旧の想定では、役場を入れて13か所の避難所で8,030名という計算だったと思うのですが、今回の報告ですと6,930名ということになると、収容人数は減っているように思うのですが、北保育園ですとか、北小の教室内も机等が片づいて、許容人数も増えるのかなということで、もう少し人数が受け入れられるのかなと思ったのですが、その辺の状況はいかがなんでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 今申し上げた収容人数は、ハザードマップ、防災マップに掲載した際に算定をしたもので、延べ床面積の70%を有効利用面積として一応想定をさせていただいて、その有効利用面積に対しまし

て、1人当たり2平米ということで計算をさせていただいた収容人数となっております。ただし、今お話しございました学校関係ですと、実際に使っている学校関係ですと、当然お子さん方の、児童生徒の机、椅子等ございますので、実際この7割の床面積の全てが使えるわけではございませんので、またこれから現実的に使える面積はさらに減るというような想定がされます。そこまでは防災マップの時点では想定した数字のほうは掲載をさせていただいていないという状況でございました。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 8,000名でも町民の約半分強ぐらいと、7,000人に届かないとなると、それ以上に町内で受け入れられる人数というのは状況がよくないのかなということになります。これ以上公共の施設もありませんので、町内の避難所の設定は現状のままでよいのかということですが、これ浸水想定区域に避難所が幾つか設置をされている状況ということで、その浸水域、浸水の深さが深いところについては、当初からその避難所として除くのかどうかというところがちょっと懸念されるのですけれども、その辺のお考えについては現状いかがでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 当初から全体的な避難所の数、また収容人数が不足しておりますので、一部浸水区域につきましても、当初から避難所として除く。避難場所ですね、一時的な。除くような考えはございません。ご利用いただくような方向では考えております。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 収容人数が昨年度の資料からは減っている状況の中で、町長にお伺いします。

町長、東洋大学移転に関する県との協議の中で、東洋大学跡地については、建物を壊し、更地にして、工業用地として活用したい旨の発言があったと聞いて分かっているのですが、これは事実でしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私どもの考え方として、今時点ではやはりそのほうがよりよいかと、学校に対しての経済的メリットは全くないと。ですから、もちろん大学側とすれば、あれを居抜きで使えるものと、そこへは売れるだろうということを多分考えるだろう。そうすると後継は同じ系列か、あるいは似たような学校だろうと、小規模の。学校をまた後釜、東洋大学が去った後にまた違う名前の学校が来ても、少子高齢化については変わらないから、また10年、15年たったときに、またさよならという、例えばそういう想定をするときに、しかも大学側としては民間には基本的に売れないのですね、こちらで了解をしない限りは。ですから、大学側も強いこと言っている、こちらで襟首をぎゅっと押さえているような状況でも見ようによるとあるわけです。

ですから、私とすると、例えば民間の進出があれば、それは県と板倉町が判断をすれば、学校用地をそういうふうに、あとご近所の了解がいただければ、そのほうが実入りは先々、だからいわゆるピンチをチャンスに変えるには、そういった考え方でいくのもいいのかなとか、まだそういった程度の問題でありまして、大学そのものがどういう考え方を持っているのか、おおむね4年、3年半ぐらいの向こうの中での1年半分

ぐらいの期間で多分東洋大学はキャンパスを撤退するというので、広告に全国にここは売りに出しますよ、あるいはもしかしたら居抜きで貸しますよとか、何か考える意味で大学は発表してしまったわけですから、そういった大学の要請に対して手を挙げてあそこへ行ってみたい、使ってみたい、買ってみたい、そういう募集期間が1年や前後はあるのだろうと。だから、まだついこの間県とも協議をしに行っていました、もう少し様子を見て、大学がこんな形で跡地の利用を考えたいとか、いろんな腹案を提出していただけるまで、もうちょっと待ってみようというような状況でありますので、今の段階では確固たるものはないのですが、過去20年間の経緯を見て、何回も何回も大学側が学部撤退をしたり、その繰り返しだし、その挙げ句が県と板倉が困ると言っても、強かに撤退をするという発表した経緯もあるものですから、しかもその後を大学が大学さんの自分の撤退した後を子会社みたいのところへ、でもそれでも収入がうんと増えたりするのならあれですけども、全く財政的には効果は見られませんでしたので、そういう意味では今度は違った意味でのチャンスを考えることもいいことであろうという、それだけです。

ただ、問題なのは、今言った、針ヶ谷氏がどういうところから今の質問しているかということ、3階が東洋大学の我が町の避難場所、一時避難場所にもなっているという、そういう意味で総合的にこれからどういう考え方を絞っていくかというのはまた別の考え方もあろうかと思っております。一応今のところそういうことです。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷裕也議員 次に聞こうと思ったところ、読まれてしまって言われてしまったのですけれども、今の前回台風19号時点での想定が東洋大学分で1,200名あったかと思うのです。現状この床面積70%の1人当たり2平米で、若干少なくなるのかなとは思いますが、1,000人強の人員をではどうするのかというのは、先ほど町長おっしゃったように、これからの課題になってくるのかなと。条件がそろえば、建物そのまま継続して避難施設として使うという手もあるのかなと思いますし、これも相手方があることなので、その先々のことを想定しながら、やはり1,000名分の避難先というのですか、これ広域だけというわけではなくて、町内にその有益な施設をやはり計画していく必要も出てくるのだと、時間は3年ぐらいあるかと思しますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思っております。

避難所設営について、これも19号の反省の中で、ペットをお飼いになっている方々の避難の方法についてということで質問をさせていただいた流れがあります。台風19号に係る検証ということで報告がなされまして、その中では、公益社団法人群馬県獣医師会から災害時ペットと同行・同伴、避難できる避難所の開設要望書が提出されておりますので、環境省、人とペットの災害対策ガイドラインを参考に獣医師会の協力を得ながらペットの受入れを検討していきますということなのですが、この後、群馬県の獣医師会とはどのようなお話になっているのか、経過があればご報告いただければと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまのご質問の関係ですが、県の獣医師会の関係ですが、ここ先週もですか、県の獣医師会と協定を締結したというような新聞記事が明和町さんですか、ありました。順次そういった形で自治体と県の獣医師会とで協定を締結して、獣医師会さんのほうも援助いただけるというようなお話は総体的にはいただいておりますが、まだちょっと当町については具体的にいつ頃協定を締結というような段階ま

では進んでおりません。当初お話をいただいた段階では、邑楽町さんが郡の町村会長さんということもありまして、先行して邑楽町さんから始めるというようなお話はいただいておりますが、その後、具体的なお話が進んでいないような状況ではございます。

以上です。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私自身のうちでもペットを飼っていますし、この間の先ほど言った針ヶ谷氏の前のときの質問でも、収容所というと表現悪いので、避難所、避難所が圧倒的に今言ったように足りない中で、しかもこの前の答えは、今日もきつともしかしたらこの先の質問の中で、コロナ禍であっても適正な密度を保てるのかとか、代替案が十分にあれば、理想に向かって1人何平米ということも十分あるでしょうけれども、目の前で定員を大幅に見た感じではがらがら空きで、でも密度的に定員だということで、昨日、おとといあたりの台風10号の関係でも出ていましたけれども、それで打ち止めですよと看板を玄関に出して、その人たちにどこへ行きなさいという指示ができるのであれば、それは適正な方向だと思いますが、我が町の現状では打ち止めを満員御礼ではないけれども、満員を出してしまって、では我々はどこへ行ったらいいのだと言われたときに、その代替案が出せない限りは残念ながら密度を超えてでも、取りあえず当座の命を大事にするのがやむを得ないのかなというようなものとやや似た考え方で、ペットについても今の時点では獣医師さんがどういうそれは人間の癒やしあるいは人間と同じような扱いをして、ペットであっても、人と同じような、その人にとっては愛玩動物であるというようなことを考えたとしても、果たして獣医師さんとの締結を今の時点で当町としては、隣の明和さんがどうであろうか、館林がどうであろうか、邑楽町がどうであろうか、避難所を持っている施設の収容能力が圧倒的に足りない。しかも空いている、持っている施設をいつでもここをお使いくださいという、そういう答えが相手から得られていないという状況の中であっては、せいぜい車中泊か、そういった別の方法で、あるいは申し訳ないけれども、外でもとか、やはりコロナとともにペットのある意味での持つマイナス、大衆の中へ、でなければ食堂で犬や猫も一緒にどうぞということろばかりになっているのだらうと思いますが、そうなっていない現状を考えれば、ペットが大事だと言う人も分かりますし、でもペットと一緒にではと言う人も大半がそういう心理の人もいるという流れの中で、今の当町の現状では残念ながらこの間の獣医師の申込みについては、もう少し時間を見ろというような経緯を私のほうで判断をしております、そういう意味ではペットをお持ちの皆様には非常に失礼な対応、冷酷な対応かもしれないですが、実際そうだったらどう判断するのか、皆さんの意見を後で聞いてみたいとも思います。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 やはりペットは好き嫌い、アレルギー等の問題もありますので、同じ空間にいるという部分については配慮が必要なのかな。それは理解ができます。ただ、昨年状況ですと、やはりペットがいるので、避難しないという方、ペットがいるので車の中で待機しますという方というようなご意見を伺っております。たまたま昨年場合は、1泊2日で帰れたわけです。これが実際に越水、浸水となりますと、自宅に帰れないということは、数日間その避難先、もしくは車中で動物たちと一緒に生活をすると、動物たちも環境が変わる中で健康状態の心配は出てくる。そういった部分について配慮いただくという部分も含めての協定なのだろうと思うのです。避難行動一つだけということではなくて、避難した後の健康状態の

維持管理という部分も含めての協定締結ではないのかなと思いますので、もう一度よく協議していただいて、前向きに検討いただけることを願います。

やはりペットをお飼いの方で、車の中だからということで、ゲージに入れなくて持ち込んでおられた方がいらっしゃるのですが、車内で動き回って、不必要なブザーを触って、ホーンが鳴りっ放しだというのが東小学校でも見受けられました。そういったペットに対する事後の対応はできますよということを含めましても、ゲージに入れて避難行動を取っていただくような約束事というのはこれ必要になってくるかなと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

1次避難、2次避難で避難所を分けるかということになりますけれども、防災マップの中では、福祉避難所については、2次避難所として9か所指定をされております。この1次避難、2次避難というのは、私の頭の中では、一旦避難をしたけれども、浸水によって身動きが取れない方たちに対して配慮をしなければいけない。そうであるならば、最初から高台に、これも施設の数がありますので、なかなか難しいのでしょうか、その辺の考え方です。現に台風19号時には南小へ避難していた方が、避難指示の発令を、これも伝達ミスというような報告はなされているわけですが、ほかの避難所へ移動をしたというような経緯があるわけです。ただ、浸水するともう南小危ないよという意識があるからこそ、そういう行動が起こったのかなとも取れるわけです。そうであれば、最初からその浸水深、浸水域、深さが深くなるようなところは最初から省いてしまうというのも一つの考え方かなと思いますし、南小はあるのだから南小を使うのだというご意見も分かるのですけれども、安全面を優先したときに、その辺の判断を町としてどうするかというのは課題になってくるかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど総務課長のほうから、避難所、浸水地、あるいは非浸水地と両方分けて6,000名とか何千名という話がありましたが、事実、北小学校、北保育園、北部公民館、JA邑楽館林板倉北支所、東小学校、わたらせ自然館、これが避難所の中でもいわゆる水が地べたへ乗らないと、非浸水地域の避難所。したがって、ここに避難された方は、例えば10日間たっても、これは仮ですよ。その今の想定が崩れればそこも駄目になってしまいますけれども、1,000年に1度でも北小学校の周辺あるいは東小学校、東地区の旧高台は浸水しないという白地域になっていますので、それを前提に考えますと、それでも合わせて今言った6つの施設で1,660名ぐらいきり収容状況が考えられないのです。前で言うと2,770ぐらいの予定だったのですが、先ほど言った多少ゆとりを例えば前の場合は北小学校1,190人という、その内訳はどうか。校長室もあるだろう。特活室もあるだろう。音楽室も、図書室も、保健室も。全体の教室の中で延べ床面積で単純にこれ割ってあるだけではないのと、見直せということを書いたのです。さらに、そういった、今言った特別な教室は全体から差し引いて、それでおおむね7割程度と、教室の使えるのが。さらに、今度は1つの教室の中に机や全部並んでいるわけですから、それを押して片一方へ寄せて、2段、3段に重ねてもせいぜい1つの教室が使えるのが7割程度であろうと。そうすると7・7・49ですから、おおむね5割かそこらきり実質当てにならないだろうと。廊下等が計算上入っていませんでしたので、そういったところを入れておおむねの数字が例えば今現在が非浸水域で本当に1,500名かそこらなのです。それに例えば先ほど出ました東洋大の3階のキャンパス、1,200名、その晩は逃げて命は一晩は救えると思います。しかし、トイレが、

だって恐らく普通我々も分かりませんが、水が2階まで来たときには、トイレも使えず、水も使えず、いろんなだからせいぜい2晩かそこら、我慢しても。3階のトイレが山かけになって、それでももういられないという状況が多分2晩かそこらで、1,200名例えば寄るとすると。そんなことを考えますと、いわゆる2次避難施設というのは、先ほど6,000とか8,000、6,000といった中から、さらに東洋大学、旧南小学校、板倉高等学校、板倉中学校、西小学校、板倉西支所、合の川水防センター、いずれも浸水するのです。東洋大学で6.3メートルの浸水深、旧南小学校で5.4メートル、板倉高校2.7、板倉中学校、高いと思いましたが、去年南から板倉中学校へ逃げてきた方もいるのですけれども、南小学校は浸水深予定が5.4、板倉中学校は5.5なのです。板倉中学校のほうが低いのです。とか、いろいろありまして、こういった方々はいざ逃げろと言って指定されているから、そこへ逃げても、すぐどこかへ逃がさなくてはならないという、一晩か二晩のうちに。だから、むしろ二度の手間になるのだらうと、二度厄介と言うと失礼なのだけれども、ですから先ほど針ヶ谷氏が言うように、本来であれば例えば町外であっても、隣接の市や町の安全な場所でも確保できれば、そちらへ指定して動いてもらったほうがいいし、なおかつその指定した場所はおおむね了解が得られれば、そこで何人そこへ行ってもらえるかとか、割り振りも計算上できるのですけれども、そういった外からの我々がお願いベースで歩いている自治体が、板倉さんの実情も分かるけれども、いつも言うけれども、本番のときに板倉さんの水の深さによって、館林だって半分ぐらいうちのまちも使えないそばが出てきてしまう場合もあるから、そうするとうちのまちだって、市だって太田のほうへ行かなくてはならないとか、明和町も同じです。ということを考えて、さらにそれより遠くをいつも言う羽生市や行田市あるいは太田とか、大泉も含め、足利、佐野、全部職員に回らせておりますが、今のところその状況がはっきりした後であれば、こっちのうちのまちもこの小学校、この体育館、全部空いているからそこへどうぞということは言えるのですけれども、それでもただし、板倉さんだけとは言えないよと。だから100人入れるかなと思って行っても、20人だった場合もあったり、だから考えると気が狂うほど本当に想定が何百種類も出てきてしましまして、それに対する役場の職員等々の張りつけ等を含めて、今は国が言っているのは、ハザードマップにもちょっと一部書いてあろうかとも思いますが、あるいは先ほどの話の中でも出ましたが、自力で逃げてください以外にないということなのですよ、広域避難は。取りあえず今の段階では。

車では絶対逃げないようにと言っていた片田教授が広域避難の話が出ると、車で行っていただく以外に車中泊と。でも、それもあとはだけれども、個人で本能で逃げていって、だから話にならないぐらい今の時点では無責任な、それに対して私も国交省にも嫌われることも承知しているのですが、そういったことをやはりある程度進めるのであれば、1,000年に1度切れるなんていうので大騒ぎだけさせておいて、避難場所も安心ができるような方策を指示できないと。それは東京みたいに圧倒的に密度が高くて、それも避難をどうさせるのか分からないのですけれども、騒がせておいて、そういった手当てに対して国が具体策をもう少しあるいは県が真剣に考えていただかないと、例えばぐんまアリーナははいざというときには5,000人収容できますから、ふだんは使っていません。緊急時には板倉さんも含めて真剣に考えているところの板倉だけにはいかないけれども、そこは空けますよと言っていただけるのだったら、一応前橋のほうへ逃げてください。だけれども、その前橋のほうも何も書き込めないのがこの間のマップをつくったときの作成の状況でありましたので、だからいろいろそういうふうを考えますと、針ヶ谷氏の全く思っているとおり、あればより厄介ではなく、1回で安全なところへ、しかもこの間、荒井英世議員さんだったっけかな、できれば避難す

るときには、なじみのグループと同じ行政区でとか、だけれども、現実として1次避難場所と2次避難場所の区別がつけられるかということも現実として今の状況では、あなたは海老瀬地区ではありませんから、南の人は東へ行ってはなりませんということとは言えないよ。そうすると海老瀬地区の人があふれてしまうかもしれないし、そういう制限も引けないということも考えれば、高いところはわずか私の手元の数字では1,660ぐらいですけれども、収容人数が坪2人を見た場合には2,770人、坪1人、右1メートル、左1メートルみたいな間隔で多少密を考えた場合、だから密を考えた場合の収容は多分できないだろうなということも今のところ前提で、ですからマスクとももちろんあとフェイスシールドも含めて、二重、三重にしようがないから、間がよく一晩であった場合はその場でしのいでもらい、ただ万が一、10日後、20日後に何人かのコロナが出るかどうか分からない。でも、それはこれからワクチンとか、いろいろ考えていくことに期待を持ちながら、ではないとだっているものはどうにもならないということも含め、いつも申し上げていますあとは自力で、先ほど言ったように、ないものはつくればいいではないかという考え方もありますので、そういった方向も、でも莫大な金がかかるから、この役場一つでも、これを坪2人で計算すると4,000平米ありますから、4反歩で1,200坪、1,200坪に坪2人というと、2,400人この役場を1階から3階まで全部延べで2人ずつびつと入れても、2,400人きり、20億円かけて造ってもだめなのです。

ですから、何千人という方を収容するという事になればとんでもないことですので、今、国のほうも、県のほうにも行って、何かそういったものに対して例えば造るとすれば、補助金が出るのか出ないのかということも含め、今四方八方に手を尽くして、何せ今年起こるかもしれないということなので、できれば少しでも早く着手もできればという、その自力の方向も。そのときにはもちろん針ヶ谷氏ははじめとした議会にも全部相談をして、皆さんのオーケーが出なければ我々は一言も銭一銭も使えないわけですから、もうそういった思いで一緒に考えていっていただきたいというのが今までの答弁の内容でございました。今日も残念ながら同じ答弁の繰り返しとして申し訳ありませんが、お許しをいただければと思います。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。限定的な施設をどのように有効活用するのかというのは、本当に頭を悩ます課題だろうとは思っております。その中で新たに新型コロナへの対応ということで、厄介なものが出てきたわけですがけれども、事前に体温をはかり、入り口で消毒をしというような対策を取れば、ほぼほぼ大丈夫かなというような実情も見えてきてはいるのですけれども、建前としては町としてはやはりそういう設備、装備というものを万全にしておく必要もあるのかなと思いますが、その辺の対策の進み具合については現状どのような状態でしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 一応先ほど言いましたように、避難所の確保がこれは即決、すぐにはできないということも含め、やり得ることはということで、今言ったこの当てた体温計とか、あるいはマスクも相当数、約10万枚程度とか、あるいはフェイスシールドも含めて、ただ、今発注してもすぐ来ないということで、今例えばでは9月、10月、今期、この季節、非常事態の台風に対しては季節ですが、それに発注しても来るかどうか分からないという実情はございます。マスクについては買い込みました。

この間の調査の結果で、ただ救いは個人で広域避難が可能な人数というのが既にお配りしましたが、

5,904名、だから私が思ったよりも多い人数です。果たしてこの人たちがアンケートの内容を読み違えなしに、しっかりと状況を確認して、私は私の親戚あるいは私の友人あるいはその他の関係も含めて町外の、町の施設を使わない町外の避難所の避難として個人で大丈夫ですよという人が約6,000人いるわけです。これも書いた人が全部100点満点理解して書いてくれたかどうかというのをすると、これを多目に見るわけにはいかないのです、5,000人ぐらい、1,000人ぐらいは間違っているのかなとか、書いても当日は町内の施設へ来てしまうのかなとかあるのですが、いずれにしてもそういった分析も含め、当町の場合は取りあえずまずは今年先ほど言ったできるだけ車であっても、万が一のときは可能な人は町外の、ただし、そこもどこに行けと言えないのです。県なんか逆ですから、いや、広域避難をする場合に、その市の許可を得ないと。なぜですか。県としては言えないと言うから、なぜですかと言ったら、信号待ちが増えたり、事故が起こる危険性が、そんなことを考えていたのでは、だってでは板倉の町民はどうするのですかなんて、危機管理監とでかい声でやり合いましたけれども、非常にそういう臆病な上位団体といますか、そういう面も何となく見受け、でもそれはその立場としてはやむを得ないのかなと思います、自分の責任で、自己責任で一人でも多くの方に広域避難を個人でしていただくということでもあります。

ちなみに、プライベートな首長だけの話ではありますが、明和の町長も、うちのほうも全く同じだよ。加須市の市長も同じです。しょうがないから自分の車ででもどこでも行けるところへ自分で行ってくださいと、そこは100人避難ができますよと言っても、広域避難は300人入れますよと言っても、板倉が行ったときには地元の人が200人入ってしまっていて、よその町の人が30人、20人来ていて、板倉は100人で押しかけていっても、10人ということも、では残りの90はさらにどうするのだい。何十か所、何百か所分かれても、では役場の人もそれを追跡してやるわけにもいかないではないですか。ということ。

○6番 針ヶ谷稔也議員 分かりました。

○栗原 実町長 そういうこと、一応そういうことなので、今現在はそういう形で一番助かっているのがこの広域避難の個人の避難参加する可能人数です。これを少しでも増やし、あとは密を覚悟でも町内の避難所をフル動員させ、次には今言った、次の日にはこの人たち、この避難所、西小学校へ行った人あるいは東洋大学とか、そういった人たちはどこへ移すかと。一晩でけりをつけるような、でもボートへ乗っけて何千回行ったり来たりしてバスへ乗せかえるのかということも含めると、気の遠くなるような作業になると思います。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 広域避難については、ちょっとまとめて質問させていただきたいと思います。

先ほど来の質問と答弁によって、町内の施設ではちょっと賄い切れない。自主的に広域避難所が確保できる方が約5,900人程度いらっしゃると。残りの方をでは白地の施設で受け入れるのかということになると、白地の施設で先ほど町長おっしゃったように、1,660名ということになると、残り7,000人から8,000の方が浮いてくるのかなと。その方々はやはり自主的に広域避難をしていただく必要が出てくるだろうと、単純に計算して。

アンケートの中でもあったかと思うのですけれども、板倉町はうちとか土地とかも財産ですけども、やはり車がないと生活できない環境にあるということで、人の命とともに車、車2台ある方は車1台を同乗で1台逃がして、次に人が乗ってもう一台車を動かすというような実情も去年はあったように伺っております。

ということで、広域避難所の当てとしては、駐車スペースがあって、トイレがあって、できれば水道のような便が整っていればいいのかなど。露天ですけれども、車の中ですので、雨風はしのげるだろうと。ただ、トイレ等の利用ができればいいのかなど。水については飲み水については自分で持ってくるような指導になっていますので、最低でもトイレが近くで利用できるような場所がどこかないだろうかなという探し方も一つの見方なのかなど。

そういった方向も見据えて、これもやはりそれが市の持ち物であるのか、民間の持ち物であるのかということですが、建物を利用する制約に比べれば、若干貸しやすいのかなと思いますので、その部分でぜひ交渉のほうを進めていただければありがたいなと思っております。

最後に、避難指示の発令のタイミングということで、気象庁も国のほうも避難勧告、避難指示、レベル4で同在していたわけですが、そのレベル4の意味合いがちょっと薄れてきて、勧告、指示の違いが分からないということで、レベル4でもう避難指示だというような方向に検討が進んでいるようでございます。町も昨年もやはり若干早めに発令のほうをしていただいたような報告だったわけですが、ただ、想定水域に達する時間がかくよりも早かったというような報告もございます。ですから、周辺のデータを見ながら、昨年も利根川の上域、渡良瀬川の上域で1日当たり400ミリの雨量というのと、館林でも280ミリの雨量、1日雨量です。ですから、そういった部分の予報が立った場合には、やはり緊張感を持って対策本部等の準備が必要になってくるのかなと思うわけですが、ただ昨年の実績をもってしても、その状況でも切れずに済んだと。先ほど来町長の発言でも渡良瀬遊水地だとか、上流のダムの有効性だとかという話もありましたけれども、この板倉町の治水力というのですか、排水ポンプも含めまして、それぐらいの雨量であれば耐え得るのだという実績もあったのだと思うのです。ですから、そういう部分で過大に危機感を抱くのではなくて、現状こういふことでこのぐらいの場合であれば、板倉町では大丈夫なのだということも広く町民に知らしめることも必要なのかなど。ただ、これぐらいになったら、やはり切れる確率が上がってくるので、早めに避難をしてくださいねと、それは板倉町自身に降る雨ではなくて、利根川上流部、渡良瀬上流部でこういう情報が流れた場合は危険度が上がりますよという部分、そういうデータの見える化をしていて、広く町民に知らしめる必要もあるのかなと考えております。

あとは、自主避難組織と防災士の活用です。避難所を設置しても職員の数が限定的でありますので、やはり中にボランティアとして入っていただく方が必要であろうということは以前から話題になっていることだと思いますので、早くこの辺を組織づくり、マニュアル化して、どういう部分で手を貸していただくのか、こういった部分は自主避難組織に請け負っていただくのか、防災士に請け負っていただくのかという部分の検討を進めて、早めにマニュアル化して行って、やはり防災訓練等を何回か実施して経験を積まなければいけないのかなと考えておりますので、それも前に進めていただければと思います。

最後に、避難者カードで受付をするというような予定になっておりますが、シーズンになりましたが、避難者カードはまだ配布されていませんよね。避難者カードで受付をして、受付漏れのないような手配をするのだというような報告になっていたかと思うのですが、シーズンに入っていますので、早めにその辺も手続していただければと思いますが、総合的に一言お願いできればと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 取りあえず今の逆の順で、避難者カードについては私も今現在確認をしておりませんので、まだ着手していないのかなということで、おわびをしながら早急にそういう約束を確認してあるとすれば、ということで対応したいと思います。

それから、防災士の関係については、実は今年で早く取った方が3年前、4名ぐらい。その後、消防団の特別扱いのという形で、それが一昨年だったかな、消防団関係が2年において、だから一番早い人から合わせて三十何名が今現在資格取得者として、できるだけ早くということで計画をしておったのですが、2月頃からですが、ちょうどコロナでもう研修の段階で明和町と合同でやるとか、随分大変な時間をかけて調整し、県の危機管理室とも調整して、そういう講習も含めた顔合わせから始まった手順ですが、それがコロナの関係でできませんで、ついこの間やむを得ず、防災士についてはどんな災害のときでも、ある意味、消防も、自分の命も大事だけれども、人の命を優先して考えるという立場として志しているわけだから、何とかマスクと、そういった措置を取ればということで会議を持たせていただいて、この間、小野田議員なども参加をしていただいたというところであります。これは、続いて今月の半ばに第2回目の防災士の講習も含め、先ほど言った行政区に何人いるのか、1人であるのか、3人、5人と分散していたり、全然いないところもある、あるいは行政区と防災士の関係のあり方、例えば防災士さんが一生懸命やってくれば、行政区は全部任せてしまうよなんてことになっていいのかなどうか、区長さん方ともそういった話合いも進めながら、これから。防災士さんについても今言われたような位置づけで、どういったことをやっていただけるのか。でも、平時の講習とか、資格取得とか、勉強は一生懸命やったけれども、非常時に来られなくては困ってしまうのです、その本番に。だから、あなたは本番に来られますかと言ったって、それも聞けという項目の中に入れなさいと言っているのですけれども、だっていつ起こるか分からないのに、非常時できるだけ備えていますと、そういう立場上。何か言質をいただけるようなイメージづくりも進めていく必要があると。防災士さんとして平時で勉強会をやるのが防災士ではないと、その勉強したものを役立たせる本番のために必要なのであるからということで、本番に初めから出られないと。ですから、もうデータ取っています。1回目の会議、2回目の会議、連続してこの人は全然出ないとすれば、こちらからある意味では当てにできないということにもなるでしょう。だって人の命がかかるのだからということも含めです。ということです。

先ほど言った遊水地の関連等々も含め考えてみると、去年は、例えば去年の19号はカスリーン台風が306ミリとか、310ミリとかという話だったのですが、ややそれよりも何ミリか多く、310ミリ前後の雨で去年の水害になったと。水害といっても郡内はほとんど影響を受けなかったと。ただし、栃木や大平、あそこら辺から佐野のかけてが受けたということで、あそこが逆に言うと、遊水地代わりをしてくれたのかなという考え方も成り立つのです。あそこが切れなければ、こちらが切れたかもしれませんという昔の、向こう側が切れればこっちが助かるというような、やはりその論理もあつたのかなということも考えますときに、どうしても310ミリ、それがカスリーン台風並みと。だから、カスリーン台風を越すような事前のデータが気象庁なり、もちろんこの近辺の国土交通省から我々のところへも直接入ってくるわけですから、情報が出たときには、ためらわず、あるいは狼少年になってしまうかもしれないということもあっても、でも住民の命が守られず失われたらどうにもならないことですので、そういう意味では早めの情報の発信というのは必要であろうと。

今までやはり分かりづらかったのです。ようよう遅きに失して国がしたのですけれども、去年はうちの町

はもう避難指示も、要するに我々がよく読んで分らないのです。国のほうでは基準のちゃんとう、だけれども、もう本番は情報を出すほうはそうであっても、受けるほうは、だからもっといい言い方を変えるかなどということも今考えているわけです。逃げなさいと、逃げる準備をしてくださいとか、24時間に切れる場合にも、これが最後の通告ですとか、そういう形をしないと真剣味が伝わらないし、去年、あそこに上毛新聞社いるでしょうけれども、群馬県でも板倉町の避難率が一番高かった。日本でも3割から4割って高かったのです。成功例みたいなことを言っているけれども、1万人の人がまだ逃げないでいたということの事実を逆に考えればですよ、堤防が切れたらもしかしたらこんなわけではなかったということで、水が引けてベッドの上か布団の中から変わった姿で出てくる人が何ぼいたかもしれないということを考えると、非常に私自身は背筋が寒くなるような思いがして、そういう意味では本当に真剣に事前避難や自分の命はやはり自分で守っていただきたいということを力説し、繰り返し、繰り返し言っていただいて、何でそんなこと言ったって、大丈夫さと言って、去年の2時、3時に私の友人も利根川の堤防の上でどのくらいまで水があるか、行くなというわけなのだよ。それがそういうことなので、その……

○6番 針ヶ谷稔也議員 時間が来ますので、お願いします。

○栗原 実町長 長い経験を打ち破るようなPRもしていきたいと、逃げろと言ったときには逃げていただくということで頑張りたいと思います。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 シーズンに入りますので、打てる手はしっかり打っていただきたいと思います。洪水に関しては以上で質問を終わりにしたいと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 すみません。先ほど冒頭ですが、緊急避難場所で非浸水地域の中に合の川の水防センター、こちらが漏れておりましたので、合の川水防センターにつきましては、堤防の天端に設置されているものでございますので、こちらにつきましては、上の非浸水区域ということになります。1人2平米の収容でいきますと、100人の収容ということで想定をされております。

それと、先ほどの避難者カードにつきましては、昨年の避難いただいた際の受付で、特に受付簿にも、名簿にも行政区の記載等がなかったという点もありまして、そういったものも含めた中で事前に配布して記入いただいていたものをお持ちいただいたりとか、パソコンでの受付方法とかと、そういったご提案もございましたので、今後また検討させていただくというような考え方でございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 早急によろしく願いいたします。

時間がもうちょっとしかないのですが、板倉町職員の提案に関する規定についてということで質問させていただきます。昭和45年6月に制定された規定で、事務全般について職員の着想を自由に提案によって生かし、職員の士気の高揚を図ることにより、もって事務能力の向上に寄与することを目的とするものであるということなのですが、町長、この規定についてはご存じ、首だけでいいですけども、ご存じだったですか。

○栗原 実町長 はい。

○6番 針ヶ谷稔也議員 はい。私もこの前の一般質問の中で職員の規定についていろいろ見ている中で、あれっ、こういうのがあるのだということで読ませていただきました。それで、この中に事務全般という言葉があるのですが、この事務全般とはどの範囲を意味しているのかお答えいただければと思いますが、分かる方。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

事務全般ということにつきましては、事務効率を図るためにこのようなやり方がいいのではないかとか、そのようなこと、あるいは人員配置もこのようにしたのがいいのではないかな、そのようなことだと思います。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 いろいろ町長も長くおつき合いをさせていただいているのですが、トップダウンという指示の仕方のほうが多いのかなと。昨日うちに帰ってテレビつけたら、ちょうど自民党の党首選のあの立会演説会やっています、岸田政調会長がしみじみこのトップダウンとボトムアップという言葉を使ったのですけれども、トップダウンは命令が直接的に伝わるので仕事は早いと。ただ、やはり現場を動かすにはボトムアップという方法も必要であろうということの旨のお話をされていました。この規定に関しては後者のボトムアップに関する規定かなと思います。

7月1日から9月30日までの締切りということで、今日が9月9日になるわけですけれども、現状、町長も知らなかったということなのですから、申請があるのかないのかお知らせいただければと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

現在のところありません。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員に申し上げます。間もなく通告時間となっております。簡潔にまとめてください。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これ今年ないので、過去5年もあまりなかったのかなと思います。事務全般と聞いたのは、毎年新規事業ということで幾つか提案されているわけですけれども、そういった中にやはり職員からのその発議というのですか、職員がこうしたほうがいいのではないのかということで、それを事業化して上がったやつがあるのかなとも思ったのですが、なかなか時間の都合で聞けません。やはり我々トップダウンもいいですけれども、世代の違う者、特にICTを考える上では、ガラケーからコンピューターを触ったことなく、最近やっとパソコンの意味が分かってきたような年代と違って、生まれた頃からもうスマホがある、携帯があるというような年代のそのICTに対する感覚というのは全然変わってくるのだと思います。自治組織の行政全般についてのICT化というのも、これは国の方針を含めて前に進めなければいけないということで、よりよい職員のほうからこういった提案が上がってくるのが理想かなと、こういったものはICT化ができるよと、こういったことをICT化することにより効率が上がるよというような部分が上がっ

てくるような組織になっていただければありがたいかなと思ひまして、そういう希望を持ちながら質問のほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど恥ずかしい話ですが、針ヶ谷議員のこの質問を事前に見ましたときに、こういったものがあるのという確認をさせていただいて、副町長も知らなかったなんて言っているのだよな。知らなかった。いずれにしても役場側もそのぐらい実態がそんな程度であったということで、また下からの提案もなかったということも事実であります。

しかし、私自身は言い訳にはなってしまうかどうか分かりませんが、一番当初、職員全体に昼食を毎日、昼飯、5名なら5名町長室へ来て、若い人から、いわゆるだから私みたいな70近い、就任早々でも60ですから、と20代とでは、今指摘のあったようにいろんな違いがあるからと。これは、そういう提案を私のほうからさせていただいたけれども、拒否されました。というのは、町長と、だから嫌な人はいいのだよということだけでも、嫌だと、例えばでも嫌と言うと何か評価されるのではないかとか、いろいろありまして、理由はなぜ拒否されたかという、いわゆる町長と一緒に飯食うと、町長のほうはいいかもしれないけれども、俺らは喉を通らないと、だからよほど昼飯をただでごちそうするというのであれば、何か嫌になって、町長が安月給、3割もカットしている中で、職員に毎日毎日昼飯を500円なりをつぎ込んで、そこまでするつもりはないから、時期が熟したらということですが、現実に具体化はできませんでした。

町長が一番今密接に意見を収集しているというのは、課長会議が週1あるわけでありまして。でも、それも課長だけですから、その下にはもちろん係長がいて、係長と常に密接に話し合いを進め、そして課の中で1日1回はしっかりと意見交換をなささいということで、1年、2年ぐらいたった後から各課では毎朝俗に言うこの時代が進んだ中であっても、口頭で意見を今日のメインテーマはこれだとか、いわゆる課内会議あるいは朝礼みたいなものをやらせていただいております、それらを踏まえて日常若い人たちがどういうことを考えているかということは一応間接的につかんでいるつもりでもありますが、それでも例えば重要な問題、例えばこの間、本間君から板倉町の看板をつけたらいかがとか、お土産、名産物をどうしたら考えたらいいかと、そんなはっきり言ってそういう質問を今まで何回も私自身も承ってきて、試行錯誤が来て、そういう一歩踏み出してだめになったり、いろんな経験もあるのでですけども、やはりそれを打ち破らなくてはならないということで、例えば今の例などは職員全体に課題として、アンケートでこの間まとめていただいた一番多いのがこれとか、例えば板倉町のPR看板、内容をどういう標語にしたらいいのか、場所はどこへ立てたらいいのかとか、全部それを各職員から重要なことについては意見聴取をしております、ボトムアップも針ヶ谷氏がどの程度の想定をしているか分かりませんが、私なりには努力をしてやっているつもりでもあります。それでもきっと私の場合、性格上、見かけ上も含めてトップダウンのほうが多いのではないかと言われればそうかもしれません。一応そういうことで、今のご指摘も非常に大事なことです。今後も自分のこととして、あるいは課長も課長だってトップダウンになってしまうから、みんな上から。ただ上から下に向かって小言言っているだけでは。そういったことも含めて残念ながら最近ちょっと鬱の問題とか、いろんな壁にぶつかったときに、それを乗り越えられないで、迂回して何とか着地しようというような、そういう傾向の職員等も見えますので、いろいろそういう一つ一つを自分たちで、我々上の指導は果たしていい

のだろうかどうだろうかということも逐一その都度問題が起こったときには反省をしながら対応していますので、今後ともより一層のご指導もいただきたいというふうに思います。

以上、おまけの答弁で、そういうことでありがとうございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 表彰規程も設定されているようですので、やりがいのあることかなと思います。ぜひ前に進めていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○延山宗一議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時21分)

再 開 (午前11時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、小野田富康議員。

なお、質問の時間は60分です。

[1番 小野田富康議員登壇]

○1番 小野田富康議員 1番、小野田富康です。質問事項はちょっと多いので、早速ですけれども、通告書に従って質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、緊急時、また災害時についての役場の対応についてお伺いしたいと思います。

まず、災害等の発生時の役場職員の勤務体制についてお聞きします。今年の台風19号の際に、町としては初めての避難指示を発令し、14か所の避難所を開設し、4,000人を超える多くの避難者を受け入れました。避難所の運営にも多くの職員が従事されたことと思います。そのほかにも排水機場の操作業務なり、避難広報、対策本部詰め等、通常業務とは異なる勤務体制が取られたことと思います。今年の避難につきましては、幸い一晩で済んだわけですけれども、これが1週間、2週間、また4週間続いた場合、役場職員の方の勤務体制はどのようなものになるのか、避難所等の災害対策の支援業務、また役場での通常業務と、どのような振り分けがなされるのか教えてください。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、今年の台風19号の際の対応の状況でありましたが、今年の台風19号の場合は、職員の勤務人数が合計で121名でございました。勤務時間が総務課職員が約28時間、課局長職員及び都市建設課の計画管理系の職員が約25時間、その他の職員が22時間ということでありました。ということで、今お話しあったとおり、約土曜から日曜、ちょうど休日に当たりましたが、この間の対応のみで済んだということなのですが、避難所の開設等で長期化した場合は、またこれを班体制に振り分けるような形で体制を組んで対応をしていく形となります。また、防災計画等にも各班の対応業務がございますので、そういった

ものに基づいての対応をしていくような形となります。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 災害の程度にも応じて、また災害の期間についてまた変わってくるのだろうとは思いますが、その振り分けが例えばどここの避難所には何名、そういうふうな形で具体的に2交代で行く、3交代で行く、そういったシミュレーションみたいなものはもうつくってあるのですか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 そこまでのシミュレーションのほうは作成はしてございません。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 あまりにも大きな災害ですと、災害救助法、これは適用になるかと思うのですが、そこまでは仮にいかないで、災害の復旧なり、避難長引いた場合に、職員の一人一人の負担は大きなものになってくると思われます。

また、残業は先ほどもおっしゃっていましたが、増えたり、もちろん休日出勤も発生するかと思います。当然それに見合った費用、人件費も大きくなってくると思うのですが、災害避難が長期化した場合、職員の残業代、休日出勤代、これが長引いた場合の1週間なり2週間、そういった費用のほうのシミュレーションを教えてください。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 昨年の台風19号での対応の例でございますが、先ほど申し上げましたが、10月12日から13日にかけて休日出勤で対応した勤務に対しましては、可能な限り代休に振り替えまして、2.5日から3.5日の代休といたしました。その残りの4時間未満となる時間数のみを手当の対象として対応をいたしました。管理職の職員の特別勤務手当が約12万円、休日勤務手当として一般職でございますが、44万円、合計で56万円の支給ということでありました。こちらが近隣の自治体の今申し上げたのが、基本的には板倉町については可能な限り代休で、半日未満のみ手当の対象といたしました。近隣の自治体の例ですと、勤務の代休の振替を1日7時間45分まで、1日分だけ代休として、残りを手当で対応しております。板倉がそうした場合のシミュレーションでございますが、管理職の特別勤務手当が約35万円、時間外手当が119万円、合計で154万円となる見込み、そういった見込みでございます。実際の対応は約56万円でございますが、1日だけ代休、その以降は時間外とした場合には約56万円、さらに全ての勤務時間を手当の対象とした場合について、県内で嬭恋村さんがこういった対応をされたということですが、全ての勤務時間を手当の対応とした場合は、管理職の職員の特別勤務手当が約35万円、時間外勤務手当が385万円、合計で420万円となるような見込み、そういったシミュレーションとなります。

以上でございます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 一般の方のももちろん職員の方の勤務もしなければいけないと思うのですが、これ1日で420万円普通よりも余計にかかるということなのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 一般職の職員が22時間の勤務ということでございましたので、22時間分を時間外全て計算して、一般職と管理職の特別勤務手当分プラスとしてということになります。ですから、代休は見ないで、全て時間外で計算した場合にはこの差額が出るという形になります。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 具体的に幾らかというのが分かると、とてもありがたかったですけれども、今のお話を聞いただけでも、これ避難が長引いたりした場合というのは、町の財政的にもかなり大きな負担になってくるのではないかなと思うのですけれども、以前ちょっと新聞で避難保険というのを見まして、職員の時間外勤務手当や避難所設置、住民に配る飲食料品の費用も補償する保険というものらしいのですが、町はこれについて今加入されているのか、していないのか。現在の今の考え方についてお答えください。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ご質問をいただきました避難保険でございますが、こちらは町村等を対象にした避難保険ということで、全国の町村会が運営をしております全国町村会災害対策費用保険制度、災害対策費用保険制度という制度がございます。この保険につきましては、町が避難指示、避難勧告または避難準備、高齢者等避難開始、避難関係の情報を発令したことによりまして要した費用につきましては、具体的には避難所の設置、焚き出し、その他による食品の給与、飲料水等の供給、被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与、医療及び助産、学用品の給与、救助のための輸送費、そしてご質問もございましたが、応急救助費として、その中には職員の超過勤務手当等の人件費、また消防団の出動手当、消耗品等、そういったものをこの保険の費用で支払われるということになっております。

板倉町が加入しているかということでございますが、加入はいたしておりません。その理由でございますが、この保険が開始されたのが平成29年度でございまして、その際に加入の是非について検討をされました。保険料が高額であるのですが、それに対しまして、支払限度額は低いこと、また当町において最も心配される水害があった場合、一部の小規模な被害で済むとは到底想定できないということで、水害が発生した場合には、災害救助法の適用を受けるほどの大きな災害となることが考えられます。この災害救助法の適用を受けた災害につきましては、この保険の対象とはならないということとなっておりますので、加入については見送ったという経緯がございまして、以降加入は行わないで来ているというような状況でございます。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 では、今後も加入する予定はないというような考えでよろしいですか。

○落合 均総務課長 はい。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 一応まず誤解のないようにお願いしたいというのは、420万円とか、154万円とか数字が出

てきましたが、板倉町で実態として昨年の一晩に対する対応というか、日曜日から次ぐ日の朝にかけてかな、土曜日から日曜日にかけてだったかな、要はそれについて管理職特別勤務手当として12万円、それから休日44万円手当とか一般職、56万円の支給をしたと。残りは実質28時間、25時間、22時間分に分類されるのだけれども、22時間の一般職員にしても、おおむね7時間45分という、約一晩出てきて、3日分なのですね、平日の普通勤務からすると。そういったことも含めて後々ともない場合も想定されるということで、似たような、いわゆる緊急災害のときの職員の負担、いわゆる補償、そういった問題に対して、前にも話したと思うのですけれども、何年か前の常総市で1か月で何億円という人件費が出ていくと、片や町民が大事な自宅を水没し、国から災害救助法も含め全壊で、大体1週間以上水没すると全壊というような、その当時は、そのときはそういう話だったのですが、そういった形で国からもらったお金は建て替えも含めて300万円、実質幾日たっても、1年たっても建て替えができないというような、同じ1つの災害で片や町民は、被災をした人はそういう状況にある。片や、やむを得ず公務員という立場で、うちへ帰りたくても帰れない。情も絡んで、嫌とも言えずずっと勤務し続けたと。その人が1か月で相当大変な額をいただけるようになったと。職員会でも、組合でもそのことを非常に真剣に考え、議会は議会でこんな支給をしていたら町は破産してしまうとか、組合、職員のほうは働いたのだからもらう権利はあるとか、裁判になったとか、そんないろんな事例もあったものですから、板倉町については昨年はできるだけ申し訳ないけれども、たった一晩だったと。誤解されては困るのですけれども、管理職員特別勤務手当と、私なんかは誰も特別職はもらっていませんよ、その前に3日も4日も徹夜をしていますけれども。これは、課長以上ということで、そういう体系になっていますので、課長以上にはくれなくてもよかんべえと言っただけけれども、課長も欲しいとも言わなかったけれども、そういうことでありましたということです。

そういったものを先ほど言った純粋にお金で計算をすれば、例えば昨年場合は420万円ぐらい、手当ですよ。でかかってしまうということも含め、昨年場合はなぜでは例えば一晩でもこれだけ多くかかたかという、当初3人、14か所の避難所に3人ずつ派遣をしたのですけれども、初めての経験でもありましたし、予行演習も、そこまでの予行演習もやっていませんでしたから、結局はやはり職員が幾ら気が利く職員であっても、あるいは中には気の利かない職員もいたでしょうし、歯磨きながらこんなふうにして対応した人もいたというから、職員が。だから非常に恥ずかしい話のところもあったのですけれども、そういった苦情も上がって来ていましたけれども、いずれにしても慣れないということも含め、足りない、どうにもならないのでということで、さらにあと3人、6人ずつ派遣をしたと。14か所ですから約85人、そのほかに本部付、この中でいわゆる気象庁から情報を取る、国交省から取る、あるいは駆け回る、全体の指令をどうするかといういろんな関係で、ほぼ全職員が対応。ですから、後になって考えてみたら、もし切れていたら、もう一晩は取りあえず3分の1なら3分の1の職員は引き続き勤務してくれと、その間に交代、これから連続して降り続くか、いわゆる交代制を考えると、そういう多分実態だったろうと今考えると思うのです。

そういう意味で、反省点がいろいろ出てきたということでもあります。なおかつ、去年の場合は避難者も一晩で帰れたからいいのです。あれが、では例えば国で板倉町の場合は最も低いところでは最大4週間を想定しているなんてことを国は言うわけです。4週間たったら、4週間は避難所生活を覚悟しているにしても、4週間たったらうちへ帰れるのと、だって水が引けるのに4週間かかるということです。それから、自分の自

宅が全壊ではなくて、全壊扱いなのだけれども、全部くぐってしまって、掃除をしたり、ボランティアが入ったりして、半年たっても、1年たってもうちへ帰れないということだってあり得るわけです。そういうことを考えると、では職員は1年間ぐらいは非常勤な、非常時の体制がもしかすると、だって被災をした町民がうちにも帰れないで、ただだって引き続き夜も毎晩集会所ではないけれども、そういったもう避難所へ戻ってきて、また朝行って片づけをすると、そんな状況も続くと、取りあえず3週間とか、水が引けばうちへ帰れる。役場の職員の対応もそれで免れるなんて考え方、甘いところもいいところということを考えるときに、相当真剣に対応しなくてはならないということも含め、取りあえずはいろんな波及が最初が大事ですのでということで、去年は職員の皆さんにはある意味ではほかの邑楽郡内は全部お金で計算を1日分だけで、ほかは全部1日だけのお金でということだけれども、うちの町はやむを得ず、うちの町ぐらい全身体制を組んだところはない。

邑楽町は、うちの町の倍の町ですけれども、結局同じ台風で、同じ郡内で邑楽町の対応は8人か10人ですから、課長級が寄って、どうしような、みんな寄せたほうがいいかななんて言っているうちに終わってしまったと。だから、うちのほうは職員のお金なんてというのは大したことはないのですよとか、そういうふうに対応が違ってきますから、非常にほかの例も郡内ではそうやっても、板倉町ではほかの他町村と同じように、全部お金でけりをつけた場合、これからもずっとお金でけりを欲しいと言われれば裁判になりますから、出せない、欲しいということになったときに。ということで去年は誠に申し訳なかったけれども、私の思いを職員に理解していただいて、4日間近く勤務したけれども、3日間は代休で何とかお願いしたいと。端数だけやむを得ず1時間、2時間の休みという、そういう調整はできないから、端数の4時間未満についてはお金で精算すると。その精算したお金が幾らとかここに書き出してあるわけでありまして。

いろいろそういう意味では、いざというときだから先ほどの質問にも出ましたが、防災士さんとか、やはり行政区さんのお力を、これはお力と言うよりも、自分たちが被害に遭ったのだから、それこそ昨日、おとこの菅首相候補が言っていますけれども、今さら自助、共助、公助ですかなんて、遅れている首相だとな俺なんかも思いますけれども、結局は国として自分のことは自分でやらなければ限界があるということを経験早々、当選が確実ですから言っているのですよ、言いつらいことでも。そういうことでありまして、役場も去年の19号を見た場合に、やはり町民総出で、その中で組織をつくっていただいて、緊急的にも対応していただく以外にないというように考えておりますので、また引き続きお力添えをお願いします。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 この新聞資料だったのですけれども、財政的負担を気にしないで、避難指示を早め早めに出していけるので、有効ではないですかというような指摘もありましたので、一度お話を聞かせていただいた次第です。

次に、これは緊急時というのかどうかあれなのですが、今年の7月23日の上毛新聞さんの記事の中で、近隣の大泉町と千葉県の市原市に爆破予告というのがされたということで、大泉町のほうは町民を不安にさせる。また、模倣犯が出る可能性もあるとして非公表だったと。一方、千葉の市原市のほうは、万一に備えて、SNSや報道発表により住民に周知させて、来庁者はふだんの半分程度だったというようなことだったのですけれども、すばりなののですが、板倉町の対応はどのようにされるのか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 まず、町の考え方でございますが、実際に板倉に爆破予告があった場合、町としての対応につきましては、所轄の館林警察署さんにどういった対応をすべきかということをお照会させていただきました。その館林警察署さんのお話ですと、まずは警察から町への要望ということで、爆破予告事案の認知後、すぐに警察に通報してほしいということでもあります。通報を受けた警察は、現場に臨んで、初期初動捜査等に当たって、警戒態勢の構築等の対応を行うということでありまして、警察については、標準的な対応マニュアルは設定していないということでもございました。

犯行予告の公表についても、警察さんと町との協議によって、その行為の内容とか、実際に町が抱えているトラブル等、そういったものの情勢を判断して、犯行予告の公表も含めた警戒態勢を検討するという回答をいただきました。ということで、まずはやはり対応いただく警察署さんのほうに相談をさせていただいて、その指揮指導をいただいて、対応をさせていただくということでも考えております。

以上です。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 基本、すぐに警察のほうに相談して、指示を仰ぐというのはもちろん妥当だし、そのとおりだとは思うのですけれども、とすると大泉町さんは太田警察署の管轄……

[「大泉警察署」と言う人あり]

○1番 小野田富康議員 大泉警察署。では、警察署の例えばマニュアルがないという、警察のほうにマニュアルはないのですけれどもと今おっしゃっていましたが、これは大泉町さんはではその大泉警察署さんの指示なり、指揮なりで、こういった公表を控えるというような対応を取られたのでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 大泉町も多分、多分ですよ。警察署に一番早くもちろん相談したと思います。警察はマニュアルがあるとは言いません、どういうマニュアルですかと聞かれるから。聞かれることは犯行者、犯罪者に有利になるから、マニュアルは定めていないと言いますが、当然警察は定めてあろうと思います。ただ、ケース・バイ・ケース、一つ一つケースがみんな違うわけですから、細部におけるマニュアルは時の判断ということになるのでしょうかけれども、警察が定めていないということを感じるか否かは、一般常識論から言えば、手の内を明かすから絶対にありませんと言うはずであります。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。ほぼほぼ愉快犯のような気はするし、よく以前は学校行事とかを行わせたくないのもで予告したとか、そういった犯行が多かったのですが、実際もし起こった場合は、職員さんはもちろん来庁者の方にも大きな被害出ますので、もちろん予告あった場合は警戒のほうを怠らせずに、できれば公表していただいて、周知していただくとありがたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ですから、その最小範囲については、もちろん速やかに警察と相談して、例えば役場の中へ仕掛けたと言ったら、今の状況であれば役場の職員には通報し、もちろんこの近場にいる住民、住民とい

うか、人々にはもちろん警察と相談してということになろうと思います。ただ、我々は犯罪に対しては素人ですので、一つ一つやったことが、逆に再発防止につながらなく、逆に欠点をさらけ出すとか、だからもちろんその場所にいる人たちの生命の安全はもちろん警察が最優先する判断はするだろうと。あくまでもやはりプロ集団にお願いをした上で、その指揮下、指揮下に入って動くみたいな形になるのではないかと思います。だからといって住民や皆さんの気持ちを安全を脅かすものでもないだろうというふうに考えます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。役場庁舎内で新型コロナの感染者が出た場合の業務体制ということで、4月28日付上毛新聞で、当町は新型コロナへの職員の感染を想定した対策計画の作成の中で、未定、検討中というふうにあったのですが、その後どうなったのか教えてください。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 新聞掲載後の動きでございますが、新型コロナウイルスに感染して、または濃厚接触者として職員が自宅待機となり、出勤できなくなるような状況が職員が増加してきた場合のために、新型コロナウイルスの対応の業務継続計画の策定に向けて現在作業のほうを進めているところでございます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 役場は新しくなりまして、特に1階なり、2階なり、職員さん仕事される場は仕切りがなくて、風通しはもちろんいいのしょうけれども、一旦感染者の方が出ると、無症状のまま仕事をした中で、マスクを着用中とはいえ、何らかの状況でクラスターに発生した場合、一気に感染者の方ももちろんですけども、濃厚接触者の方も出勤停止といいますか、隔離されるということになるかと思って、かなりその人員が割かれる、もしくはもう庁舎が消毒をしなくてはいけなくなったり、使えなくなったりするというようなことも想定しなければいけないと思うのですが、滋賀県の大津市で4月にそういったクラスターが発生して、庁舎が使えなくなって、代替の市庁舎ですか、を使ったということが載っていたのですけれども、板倉町、もしそういったものがクラスター発生して、この庁舎が使えなくなったときに、代替する建物なり、庁舎なりというのはどこをお考えでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 現実的に事務的な部分を考えますと、隣の中央公民館とか申しまして、そこで事務ができるのかなという難しいと思います。ということで、できるだけこの庁舎内で感染等を予防するために、これまでも職員に対しまして、感染防止に向けた行動指針とか、そういったものを7月、また8月、7月のあの明和消防署職員の感染の後にそういったものを示しましたし、また8月に館林市の職員のやはり感染判明とか、県のガイドラインのレベル上げがございましたので、さらに徹底遵守ということで、そういった面をまずは周知をさせていただいていくとか、先ほどお話ございましたが、マスクですとか、こういったボード、そういったものを設置をさせていただいて、今は対応させていただいているという状況でございます。

以上です。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 この間、この小野田君の質問を見まして、やはり重要なことだとは思っておりまして、例えば1階、2階、透明な間仕切りでも各課に、今、各課の中の個人個人は一応こういったものを全部仕切らせていますけれども、万が一の場合、全部かかってしまうよりも、この課だけは閉鎖とか、そういったこともちょっと検討してみなさいという話はしてございますが、いずれにしてもこの間、明和消防署あるいは館林の城沼体育館、いずれも職員が感染をしたということに対して、その後どういふふうな対応を取ってきているかということも含め、幸い2例とも出先という意味もあってか、あるいは消防署については、もう1班代替班が必ず2交代ですから、あるわけです。だから、当事者の班のほうは休ませたということで、それはでは板倉町に置き換えれば、その発生した階の全部になってしまうという可能性もそれはあるかどうか分からないけれども、いずれにしても2交代でも何でもやむを得ず取りあえずやっていく以外にないだろうなという、取りあえず今のところそういう範囲内でありまして、代替で公民館とか、1つの課ぐらいであれば、早急にでも対応できるけれども、いざという場合の代用に、いわゆる代替のコンピューターのその配置とか、いろんなことも含めると、そこまで到達するのはまだちょっと厳しいかなということも踏まえ、最近傾向として、役場を新しく造ってから、町民の皆さんも役場を見たいというような方も非常に多うございまして、特に役場の中での会議を、各種団体の会議を率直に言って2階の、この階の下の半分から反対、裏側というか、大会議室等で多く行われるような例がありました。それは6月から、できるだけそれは例えば区長会さんや議会さんや、しょっちゅう出入りをして、会議を持たなくてはならない皆さんはさておいて、まだ私たちは役場でこの階は一回もやったことないから、役場の2階の会議室でやりたいなみたいな考え方は拒否していただきたいと、今までは会議というと板倉町の中央公民館で会議をやっていたケースが多かったわけですから、やはり一定のコロナが落ち着くまでは役場の中、この新庁舎の中で、ほとんど出入りのない方々が占める組織もあるのですね、1年に1回寄り寄らないなんていう。そういった会は公民館でやっていただきたいと。だから、この間例えば先ほどの答弁の中でしたましたが、防災会議、防災士の会議、初めて役場へ、非常に板倉町全般からいろんなどういふ方が、防災士の会議であっても、当初は役場の2階でやるわけだった。だけれども、明和に出、館林に出、うわさだと板倉にも出たとかなんていううわさがある中で、やはりそのくらいちょっと警戒をしないと駄目だということで、防災士の会議も当初の計画から、粗末にしたというわけではないです。用心をして公民館のほうで、空いているのだから、こういうときこそ、ちゃんとできるだけ本部を守らないと、いざ何かがあったときには、今、小野田議員が指摘したような状況だって想定されるわけですからということで、そういう指示を出しながら、今のところそんな対応で、非常にお粗末な対応だと言われればそうかもしれませんが、全力で対応しております。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。1番の質問は終了させていただき、2番の農業振興についてお伺いをしたいと思います。

板倉町の基幹産業であると言われる農業についてなのですけれども、町の産業のうちに農業の占める割合というのはどのようなものなのか教えてください。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お答えいたします。

議員お尋ねの町の産業のうち、農業の占める割合はということで、金額と人口ベースということでございますが、まず金額ベースの割合につきましては、群馬県の市町村民経済計算というのがございますけれども、そちらの29年度数値のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

この数値につきましては、国民経済計算及び県民経済計算に準じた推計値となります。町内の産業別の生産額の合計額ですが、こちらが647億9,900万円となっています。約648億円ということですが、そのうち第一次産業であります農業の占める割合、こちらが34億7,400万円、構成比5.4%でございます。農業の占める割合34億7,400万円で、構成比5.4%というデータがございます。

また、人口ベースということにつきましては、こちらは平成27年に実施いたしました国勢調査の数値から答弁をさせていただきたいと思っております。町内の就業者の総数、こちらが7,848人、7,848人でございます、そのうちの第一次産業であります農業の占める割合1,350人、1,350人で、構成比17.8%でございます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。やはり当板倉町は、ほかの市はもちろんですけれども、町村と比べて、そういった割合というのは特に金額、人口も含めてですが、こういった位置にあるのか教えてください。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 その回答の前に、先ほど町内の産業別の生産額の合計額をちょっと誤ってしまいました。647億990万円、先ほど9,900万円と言ったようでございます。647億990万円の誤りですので、訂正をさせていただきます。

こちらの割合がほかと比べてどのような状況かというようなご質問でございますけれども、先ほどの回答が金額ベースでは5.4%という回答をさせていただきました。こちらは、郡内の状況ですと、明和町さんにつきましては1.0%、千代田町さん0.6%、大泉町さんは数値上ではゼロということですが、邑楽町さんが1.2%、館林さんが1.4%というような状況でございます。

また、人口ベースですと、先ほどの回答17.8%という回答をさせていただきましたが、人口ベースで明和町さんが7.1%、千代田町さんが5.3%、大泉町さんが0.7%、邑楽町4.8%、館林さんが12.2%、ちょっと失礼します。失礼しました。4.3%という数字でございます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 見づらい資料をありがとうございました。私も農家の子供に生まれて、現在も農業を営んでいるのですけれども、子供の頃、周りには同じような農家の子供もたくさんいて、一緒に遊んだりもしたものですけれども、もう私この年になって親になってみて、実際学校の行事であるとか、育成会の行事等顔を出してみると、事実農業を営んでいるという年代の方、私ぐらいの年代の方というのは大分前と比べると少なくなっているように感じます。実際、近所で農業をやられていた方も廃業されたり、後継ぎの方がやはり農業をやりたくなくて、ほかの仕事に就いているということで、どんどん今、町の中でも農家の人口というのは随分減ってきているのではないかと思うのですけれども、そういったもし農家さんの人

口がどれくらいの割合で今増えているとは思わないのですけれども、減ってきているのか。例えば10年前とか、もし具体的に分かるようでしたら教えてください。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お尋ねの農家の人口ということですが、通告書のほうに就農人口、また新規就農者の推移ということで、数値のほうを出しておきました。

回答につきましては、まず就農人口の推移につきまして、農林業センサス、こちらは統計調査がございしますが、農林業センサスの数値から答弁をさせていただきたいと思います。農業の就農人口ですが、まず平成7年、平成7年の調査ですけれども、2,950人、2,950人。平成12年で2,718人、2,718人。平成17年が2,279人、2,279人。平成22年が1,908人、1,908人。平成27年度、こちらが今最新の数値となっておりまして、1,504人となっておりまして。平成22年から平成27年にかけて約400人程度の減少ということで、この時点で約20%減少というような、データのほうにはそのような数値となっておりまして。まずは就農人口のほうの回答とさせていただきます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 数字上、平成7年から見ると、ほぼ半減ということで、あまりの減り具合にちょっと今驚いたところなのではございますけれども、逆に新しく就農される方は、どのような状況でしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 お答えいたします。

新規就農者の推移につきましては、やはり群馬県の調査ですけれども、群馬県の新規就農者実態調査というものがございしますが、そちらの数値のほうから答弁をさせていただきたいと思います。過去10年に遡って見ました。平成22年度6人、22年度が6人、23年度2人、24年度10人、25年度4人、26年度3人、27年度3人、28年度2人、29年度4人、30年度5人、令和元年度4人というふうになってございまして、10年間で43人という数値が出てございます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。このほぼほぼ1桁の5人前後とかが多いのかなと思うのですが、やはり農家のお子さんというか、子息が後を継がれるというような就農体系が多いのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お考えのとおりでございます。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 はい、分かりました。農家が減ってくると、基本耕作できなくなる田んぼであるとかが増えてくるのかなと思うのですが、実際ほかの方に引き受けていただいたりして、実際の水田の数とか、面積自体はそれほど減っていないのかなというような印象は受けるのですけれども、今、町にどれぐらいそういった耕作放棄地というのはあるものなのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 町の農地面積、また耕作放棄地につきまして、ちょっと事前に通告をいただかなかったものですから、数値の準備ができておりませんが、手持ちの資料の範囲内でお答えをさせていただきたいと思います。

遊休農地の面積ということで、昨年本間議員さんからご質問をいただきまして、町内の遊休農地は役場の庁舎の面積の何倍ほどあるのかというようなことで、庁舎面積が約1.5ヘクタールありますので、そのときの数字が22.8ヘクタールですということで、約15個分、役場庁舎の15個分が遊休農地ですという回答をさせていただいた記憶がございます。町内の耕作面積は約2,200ヘクタール弱ということです、全体の、すみません。耕地面積ですね。耕地面積が2,200ヘクタール程度ということですから、約1%程度が遊休農地というようなことでございまして、こちらにつきましては、農業委員さんによります農地の利用状況調査、こちらは毎年行っておりますが、本間議員さんにお答えさせていただいたときに22.8ヘクタール、最新ですと20.6ヘクタールということで、遊休農地の面積は若干減ってきている状況にあるというふうに考えてございます。

その理由といたしましては、やはり町で実施しております耕作条件改善事業等の簡易圃場整備を実施してきてございます。板倉の川入地区ですとか、飯野地区、また板倉の大同地区、昨年あたりですと、下五箇南部、また内郷、靱谷地区、現在城沼水路地区につきまして、簡易圃場整備ですので、圃場の段差をなくして、畔を取るというような整備を進めている結果、そのことによって遊休農地を所有者が耕作できなかった農地について、担い手の方々がそれを耕作をしていただいているという状況が最近の状況となっております。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 ちょっと時間が押してきてしまって、急いでちょっと質問をさせていただきますけれども、農家への補助・助成事業ということで、国、県、町ではどうなっているのかというような質問をしようかと思ったのですが、これ全て認定農業者の方に限られる制度なのでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 ご質問は、補助制度については、全てが認定農業者かどうかということに関してですが、国、県及び町で様々な補助事業を持っておりますが、主に認定農業者を対象としている、または法人の方ということで、全てが認定農業者に限ったものではございません。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 やはり先ほどの質問の中でも言わせてもらった水田の面積はそれほど減ってきていないというのは、もちろん大規模化された農家さん、また法人の方がつくられるだけではなくて、兼業でやられている農家さん、やはり土、日だけですけれども、田んぼに入るとか、田植え、稲刈りやりますというような方が多いのかなというふうに思っております。

ただ、そういった方は、やはり規模をそれほど大きくはやっていない、やれないという事情もあるかと思うのですが、例えば田植え機が壊れたら、もう誰かにお願いするとか、コンバインが駄目になったらやめる、乾燥機が、どれか一つ機械が駄目になったら田んぼはやめて、誰かに作ってもらうようなお願いをしようかなというようなことが多かったのですけれども、例えば認定農業者の方への補助の事業とかを見ていくと、

事前にいつ頃までにこういった機械を入れますので補助をくださいという、そういったものなのですけども、大体こういった農家さんって、壊れたので今欲しい。新品でなくてもいいし、中古でもいいので今欲しい。そういった方に対する何か助成というのを今後考えていけないものかなと思うんですけども。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 現行の国、県の補助制度、大体対象となる方につきましては、町の認定農業者が主だという回答をさせていただきました。その中で、補助制度の適用を受けるためには、将来5年後の経営規模を拡大することですか、販売額を高めることと、また効率化を図るというような条件が必ずついてきます。その点で、今壊れてしまったので、もう来月にでもそろえなくてはならないというようなことについては、残念ですが、対象とならないことのほうが多いと思われれます。その際につきましては、現行の制度ではちょっと難しいと思われれますので、今後そのような事例が先進自治体等であるようであれば、調査研究をまずはしてみたいというふうには考えております。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 なかなか難しそうですね。

ちょっと次の質問に移りたいのですが、3番の災害発生時の避難についてで、1番、広域避難についてのアンケート結果についてどう思われるかということで町長にお聞きしたかったのですが、針ヶ谷議員なり、皆さん聞いていただけたので、次に移らせていただいて、2番の町内の高台、例えば北地区であるとか、そういったところに避難施設を造るべきと、別にとても頑丈なものとかというわけでもないのですが、町長もどこか見学に行かれた、視察に行かれたというような話を聞きましたので、そういった計画なり、お考えなりを教えてくださいたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 先ほど針ヶ谷議員さんとの話の中で、どうしても絶対数がほかの市町村の保持する避難所にお世話にならないという部分がどうしてもある。それが簡単にいくようなら、財政的にもそのいつ起こるか分からない、あるいはもしかしたら1,000年に1回が、1,000年たっても起こらない場合もある、あるいは1,000年に1回が、来年来て、再来年また次の1,000年分が1回また来てと、考えようによると非常に確率的には使用確率が高い、低い、そういったものでありますので、融通し合うという意味では、広域避難という意味では、公的広域避難も非常に有効な手段だとは思っておりますが、先ほどからずっと申し上げておりますような、なかなかそのときにならないと貸せない。貸しますという判断が幾ら仲のよい自治体でもできないということで、今の現状苦慮しているという答弁をずっとさせてきていただいております。

したがって、残るは先ほども言った他力本願か、今の話が他力本願だとすれば、わずかな1割程度のスペースがある東地区、北地区の高台に、3,000人、5,000人の収容施設を造れば解決はするのです。ただし、そこで今言った、どの程度避難が連続で、避難生活まで、先ほど言った1か月なのか、その後うちへ帰って生活ができるまで、程度の差によって、だんだん避難所から自宅へ帰れる人が増えていくわけですが、ということ、そういう条件を考えると、取りあえず1週間、10日程度であればということをお考えするとき、その高台へ最少資本で、最少の投資で最大の効果を上げるような方法は何かあるかということをお考え、ずっ

とここのところあちこち、率直に言うと、そこら辺に見当たりますビニールハウスというか、超大型の連棟数のハウスみたいなものを、これが一番建物としては安価だろうと。坪10万円前後と言われておりますし、去年、おとしあたり建てたハウスは5万円ぐらいで建ててあるのです。だから、5,000坪、3,000坪で坪2人、坪1人にしても5,000人収容するとすれば、5,000人だから5,000坪だよ。5,000坪ということは1町7反、だから10アール当たり何人とか、そういう計算をしていけば、坪5万円なり、10万円なりを掛ければそれはできるわけですが、土地は借りるか、買うか。いずれにしても5億円かそこらのお金をかければできるのかなとかも考えてみたりいろいろしているわけですが、ほかの建物では先ほど引用しましたけれども、面積を小さくすれば、上へ延ばす、こういった役場みたいなもの、緊急用施設というのは、もったいないけれども、いつ何か起こったときにその役に立てるために人が逃げ込める状況にしておくわけですから、それはこれから北小学校、南小学校の有効利用という問題も非常に密接に関係してきます。北小学校は高台だから、有効利用しよう。南小学校も有効利用しようとしたときに、避難所として有効利用するのだったら、一切全てがら空きにしておくということですよ。

○延山宗一議長 栗原町長に申し上げます。時間でありますので、答弁を簡潔にまとめてください。

○栗原 実町長 はい。事が命にかかわりますので、できるだけ簡潔にしますが、答弁を最後までお願いしたいと思います。

ということで、見ようによっては無駄な施設に見えるわけです。がら空きにしておいて、皆様方の地域の集会所、区民会館と同じです。それを町全体で何千人という逃げない、逃げ場がない人を自力で造るとすれば、どこに合意点を求めるかということになりまして、お金をべらぼうにつぎ込んでもいいということであれば大丈夫でしょう。だけれども、それを何、何十年たっても何も使わないで、60年たてば役場だって建て替えるのですよと、何も使わなくても。そういうような減価償却を見たときに、可能なものは何かということで考えてきましてですと、やはり農業ハウスかなと。農業用ハウスを例えば中へ何も作らないと、ただ農業用ハウスを造って、空っぽであれもったいないから誰かに作らせればいいのではないのなんて絶対出てくる。作らせば、作った作物をいざというときに放棄するというので、一晩でキュウリならキュウリを作らせれば何とかきれいになるなんてわけにいかないですから、いろいろ考えると、例えば大型ハウスの中へ果樹栽培、ブドウや、いわゆるずっと栽培しながらも空間が使える、その空間から下が避難場所という地べたと、それをそれ以外にはないのだろうという個人的にはそういう結論を持っています。それは梨栽培とか、ハウス内で棚栽培ができる場合にのみ、そういった避難所と、ふだん何十年たってもブドウの生産なり、梨の生産なりができるということで、それを農業振興策として片や考え、いざというときには梨を作りながら、ブドウを作りながら、あるいは見て歩いているのは、今そういうことを見て歩いて、サクランボを作るとか、観光農業として大変な面積になりますから、それを併用してPRとして、だから空けておらずに使いながら、いざという緊急時のときにはそこへ逃げ込んでと、これは過去にももう既に例がありまして、東京の中心部の行政区の中で、大きな地震のときに逃げ込み場所がいわゆる重たい、重量でこういった造ったものは地震の倒壊のおそれがあるからというので、区で、東京の大きな世田谷区とか、区で、区の中にあるいわゆる農協さんの建てたハウスとか、そういうものと契約をして避難場所になっているところもあります。あるいは阪神・淡路大震災のときに、やはり地震でしたけれども、これは。ということで同じようなハウスを避難場所に使ったというようなことも含めて例があるものですから、こういうような形でやった場合、

避難場所としてお金を出してくれますかと、国に。あるいはでは農業目的として造るにしても、農業目的だから、農林水産省のほうで何かお金が出ないかと、半額も。個人でハウスを造れば5割補助が出ているわけです。そこらのやり取り、役場の担当課も含め全員であちこち外交しながらやらせているのですけれども、これは政治家も今使っていますけれども、今の答えでは役場がやったのでは、ハウスは避難所としては認めない。では、農業でやる場合は農地でなければならないとか、いろんな制約がかかってきて、役場がやるのでは農業は認めない。町役場がやる場合には、誰かに任せなさいとか、いろんな障害がやはりありまして、いずれも机上の空論は農林水産省、国土交通省、避難所としては国土交通省、農林水産省といえば、さっきの農業のほう、財務事務所、財務省にもこの間行ってきましたけれども、いずれにしても、あっ、すばらしい案ですねなんて言ってはくれるです。ああ、こういう使い方であればお金も有効に補助金も使っていただけますし、いいですねとは言いながら、細分化された今の日本の組織の中で、国交省は避難所としては認められません。土台が入っていませんとか、やれ、万が一の場合、強度が、今のハウスは50メートルまで保証されているのですよ、そこら辺に建っているハウスも。

ということで、今説得に、法律に引っかけられない文言はだめだと言っていたのでは、いつになってもでは板倉町の住民はどうしろと言うのですかというところまで本当は食ってかかりたいのですけれども、感情が悪くなってしまうとしようがないので、我慢をしながら、ぜひ制度がぴっちり当てはまらなくても、国民のため、これをオーケーとすれば、2億円か3億円出してくれれば、2億円か3億円の負担で、町の。1万人の命が救われる。5,000人の命が救われるのだと。なぜ出せないのかということで、この間国の前橋の財務事務所長さんのお力までお借りをして、内閣のほうまで話を水面下で持って行って検討していただいたりしているのですけれども、非常に難しいという壁にぶち当たってしまっていて、だからこのところ失望ばかりなのです。ということで、何が何でも町民の皆さんのそういった命にかかわる問題なので、何とかして解決をしていきたいなというふうに今現在頑張っているところです。

そういう意味では、ぜひ農業者人口が少ないという流れの中で、農業を発展させる一つの起爆剤、例えば何千坪というハウスを、3,000坪で6,000人、坪2人、6,000人の命をその中に逃げ込めば、3,000坪というのは300坪のハウスが……

○延山宗一議長 再度栗原町長に申し上げます。

○栗原 実町長 10個だからね。

○延山宗一議長 時間を大分オーバーしております。まとめてください。

○栗原 実町長 お昼の時間詰めます。ということで、そういうことで頑張っただけですが、答えは出ません。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長から数字の訂正があるということの申出がありました。許します。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 改めて数値の訂正をさせていただきます。

生産額の合計額ですが、647億9,900万円でございます。申し訳ございません。

○延山宗一議長 小野田議員。

○1番 小野田富康議員 すみません、時間過ぎた中で。最後なのですけれども、町のほうでそういった避難所の確保、なかなか難しいということだったので、民間の事業者が新しく社屋なり、倉庫なり

を建設する際に、例えばここから上は必ず避難所として開放しますとか、屋上を駐車場として使えますよとか、そういった町のほうからこういう条件を出せば、例えば助成出しますよとか、そういった制度というのは県とか国とかは含めてそういった制度は今ないのでしょか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 民間の事業者がせっかくですから、こういった使い方として町に貢献したいとか、そういう意味で建設者がその自分の所在する自治体とか、あるいは立地している条件に応じて、俗に言うお金での寄附はできないけれども、そういった意味での無料の設定とかは、だけれども、これを造ることを条件にということで補助金とかというのは聞いたことはないのだよ、今のところ。あるのかね。というようなところで、多分ないと思います。それを1自治体で例えばあそこの、何だっけ、あそこの富士食品にしても、あるいは例えばあそこの信号の俗に言う屋上、車の避難所になっている。そういった制度があれば、アピタさんだって、これは屋上はみんなの避難所にするからというので申請すれば、アピタそのものは、あの会社は金を、屋上を造る分の負担はしなくても済むと思うけれども、そういう多分話聞いたことないから、でも板倉町の避難所として、駆け上がり場所に近いけれども、あそこの場所は一応行ってもいいということにはなっています。ですけれども、あそこは避難所として当初は600人だっけ、何百人という数でカウントはしていたのですけれども、600人とか500人とかと書いておいて、行ってみたら満杯で、車1台ぐらいきり止められなかったといったら途方に暮れてしまうから、板倉町専用ということにならない限りは担保ができない。担保を逆に板倉町がしてしまうと、責任は町が背負わなくてはならない。だから、個人の自由でアピタの屋上も使っていただくのであれば、それはそういう意味で進めるだけであって、町の避難所としては責任は持てないという形で削除をし始めているというところもございます。一応そういうことです。

○延山宗一議長 以上で小野田富康議員の一般質問を終了いたします。

○1番 小野田富康議員 ありがとうございます。

○延山宗一議長 ここで暫時休憩いたします。

13時30分より再開いたします。

休 憩 (午後 0時40分)

再 開 (午後 1時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[10番 青木秀夫議員登壇]

○10番 青木秀夫議員 10番の青木です。よろしくお願ひします。午後の昼食後ということで、睡魔に襲われる時間ですけれども、少し1時間ほど頑張っていたいただければと思います。

今日は鈴木教育長が議会に出席できないということで連絡いただきまして、質問を取り下げたらというような要請もあったのですけれども……

[何事か言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 いや、違う。要請というか、相談があったのだ。出られないのですけれども、どうしますかという話がありましたけれども、代わって田部井主事が出て答弁していただけると。田部井さんがたまたま担当教科が英語だということなので、ではいいのではないですかということで、予定どおり質問させていただくことにしましたので、ひとつ田部井さん、よろしくお願いします。

この質問に入る前に、鈴木教育長は今日ちょっと不在ということなのですけれども、前にちょっと質問したときに、言葉の行き違いがあったのではないかというようなこともあるので、それがすり合わせたいなと思っていたのですけれども、お見えにならないので、一方的な弁明になってしまいますけれども、ひとつその辺のところはご理解いただければと思います。

これは、平成30年の12月議会においての私と鈴木教育長との質問と答弁の内容に関して、行き違いあるいは取り違えがあったのではないかと私は思っているのです、その違いを今日はすり合わせてから先に進めたいなと思っていたところです。教育長不在ということで、私の一方的な言い訳というか、弁明になるのではないかなと思いますけれども、その点ご理解いただければと思います。

それは、平成30年の12月議会において、「あんなもの役に立たない」という私の発言に対して、教育長が「青木議員さん、英語、あんなもの役に立たないというような、あんなものという言葉をお使いになりましたけど、私自身非常に残念です」という答弁があるのです。確かにこのあんなものという言葉は、その場面あるいはその状況、そのときに合わせて正しく適切に使わないと、誤解を与えるような言葉であることはこれは間違いないと思うのです。話と聞き手の間に行き違いの起こりやすい言葉であることはこれは事実かと思うのです。よくこそあど言葉は気をつけて使わなければいけない。こそあど言葉、これ、それ、あれ、どれというこの代名詞は気をつけて使わないと、正確に使わないと人に誤解を与えるということも言われています。ですから、注意しなさいということも言われております。あんなもの、こんなもの、そんなものという言葉もこそあど言葉と同様で、正しく使って、正しく理解していただかないと、相手に誤解されやすい言葉であると思うのです。このあんなものの意味ですけれども、これ使い方によって全く違った、正反対の意味にもなり得るわけです。

例えば一つの例としては、よく使われるのに、あんなもの不要だから捨ててしまえとか、処分してしまえと、あんなもの買わないほうがいいよなどと物の価値、評価を低く見た場合に使う言葉もあるわけです。

この2つ目は、あんなもの高くて買えないよ。あんなもの難しいからやめておくよという物の価値、評価を手の届かないほど高いと見る場合と、全く真逆の使い方があるわけです。私があんなものというふうに使ったシーンは、先ほどからいくと2つ目の手の届かないような難しいものに対する評価という意味で使ったわけですが、教育長は逆にあんなものという、軽視されたような言葉だという理解で受け取ったのではないかと思うのです。

それから、あんなものもこそあど言葉ですから、会話の途中とか、あるいは文章でいけば、文中の途中に突然これは使われるということはありません。私はあんなものと発言する前に、外国語の習得は普通の人では難しいですよと、私も学生時代習ったけれども、中途半端で覚えられなかった。何の役にも立っていないという発言をしている中でのあんなもの役に立っていないという発言だったのです。ですから、英語学習は手の届かないほど難しい存在であるということでのあんなものという言葉を使ったわけですから、決

して英語教育を軽視したり、軽く見たりしていることではなかったのです。そのことを後で教育長にも伝えていってご理解いただけるように伝えていただければと思うのです。

それから、私誤解されているのではないかと思うのですけれども、私別に英語教育の反対論者ではないのです。例えばこれは私的なことなのですからけれども、私は娘を日本の大学卒業後、英語学習のためにアメリカの大学へ行かせているくらいです。それも全てこの英語学習のために行かせているのです。日本の大学選びの際にも、私はICUへ行ったらどうだと勧めたのですけれども、娘がどうしても早稲田へ行きたいということなので、それならでは早稲田のほかの学部でなく、教育学部の英語学科へ行ったほうが良いと私が説得して勧めたくらいです。それも全てこの英語学習のために勧めているくらいですから、英語教育には非常に熱心だというふうに私は思っているのです。ただ、この小学生の英語教育には反対だという立場にあるわけです。その点を踏まえてこのこれからの質問に対応していただきたいと思うのですけれども、田部井さん、よろしくお願いします。

今、テレビ、新聞、雑誌をはじめ多くのマスメディアによって、このグローバル社会、グローバル経済が進んでいる中で、英語の必要性、重要性が宣伝されています。その一方で、英語が簡単に覚えられるというような宣伝もしておるわけです。確かにこの外国人の居住者が300万人近く、来日観光客も3,000万人も来ていると、ビジネス等のこの外国等の来訪者も年々増加している中で、英語の必要性が高まっていることはこれは事実でしょう。しかし、マスメディアが宣伝するほど、我々日常生活の中で英語の必要性に迫られている人がどれほどいるのでしょうか。英語を必要とする職場が全体の中でどれほどあるのでしょうか。英語教育に限らず、どういう分野の学習もこれは必要なものでしょう。不要なものはないはずですが、学習能力は人それぞれで、限界があるはずですが。全てを学習することはこれは不可能です。そうであるから、この必要性の優先順位が必然的にできているのだと思うのです。

田部井主事にお伺いしますけれども、この英語を仕事としている人は何%いるか分かりませんが、その英語を使って働いている人を除いた日本人ですよ。にとってこの日常生活の中で、マスメディアがはやしているように、英語の必要性があるというふうに認識しているのか、その辺のところをまず簡単にお伺いしたいのです。英語をどれほど必要だと思っているのか、一般社会の中で。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 失礼します。今、青木議員さんの質問にあつたことに対して、議員さんもおっしゃられていたのですけれども、社会、急速なグローバル化が進展しているのは、今お話しされたとおりです。英語力の一層の充実、これはもう板倉の児童生徒はもちろん、日本の子供たちにとって極めて重大な問題と考えています。もちろんそれ以外にも異文化理解、異文化コミュニケーションというのは、ますます重要になってくると考えております。その際の国際共有語である英語力の向上というのは、日本の将来にとって不可欠であると考えています。

また、どれくらい使っているかというのは、英語を専門的に教員だとか使っているというのは、ごくわずか、パーセントでいうとわずかなのかなんていうふうに考えておりますが、これはちょっと私の意見、教師としてのちょっと見解になるかと思うのですけれども、専門的に英語を使わなくても、この後英語を、今後海外とやり取りをする職種というのは多くなってくるかなと思います。やり取りだとか、そういったとこ

ろの英語の使用感、それから海外の人と交流する。もちろん海外旅行なんかも含めて、あと生活の中でも英語があふれているというのはご承知のとおりかなと思いますので、そういったところで専門ではなくても、使うという環境はあると思いますので、未来をかける子供たちには英語学習をするというのは非常に必要かなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 英語の必要性があるといっても、一般の人たちは、日常の英語を仕事として使っていないような一般の人が日常生活の中で、この英語というものをどのぐらいの必要性の度合いですよ、必要性の度合い。抽象的で分かりにくいでしょうから、例えばその必要性の度合いをA、B、Cとかにランクづけるとか、5、4、3、2、1にランクづけるとか、その程度の大ざっぱな区域でいうと、英語の必要性というのは、いろんな学ばなくてはいけないものがあるわけですよ、英語だけではなくて。特に小学生、中学生になりますと。そういう中でのそのランクづけでいくと、英語の必要性というのは、まあいいですよ。ではA、B、Cの中でどの辺にランクつけて必要性があるというふうに受け止めているのでしょうか。それだけで結構です、一言。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 難しい質問かなと思うのですけれども、私個人としてはAとお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○10番 青木秀夫議員 はい、結構ですよ。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 個人的な見解で結構です。

そこで、今日のこのグローバル経済社会にあっては、英語、英語力が必要だと、田部井さんの考えではAランクに必要だと、重要であるというふうな、そういう認識であるのでしょうかけれども、その英語を簡単に習得できると、マスメディアではテレビをつけるとしょっちゅうやっていますよね。その簡単に覚えられるような宣伝しています。しかし、この宣伝内容と英語を習得するに難しいというこの現実があると思うのですけれども、田部井さん現場に携わっているからよく分かると思うのですけれども、マスメディアのはやしているような宣伝と、英語習得をする現実とのいや、私は大きなこれはギャップがあると思うのですけれども、その辺についてはどんなふうに受け止めているのでしょうか。

例えば私はこの英語学習というものにとっては、一を聞いて十を知るような、よく言われる吸い取り紙のような能力のある人または宮本武蔵の何か言葉にあるように、千日の稽古と万日の稽古を持続できるような、そういう根気強い努力家でない限り、このコマーシャルのような簡単に英語習得はできないのではないかと、いうふうに私は見ているのですけれども、その辺のギャップをどういうふうに受け止めていますか。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 失礼いたします。私、中学校、また小学校で英語を実際に教えていた経験があるのですけれども、その立場で申し上げますと、その前に今現在、今年度から、2020年度から小学校の英語が変わりました。今までやっていた外国語活動、5・6年生でやっていたのですが、それが3

・4年生、中学年になりまして、5・6年生では英語科というふうになっております。どこが違うかというと、5・6年生で書く活動、読む活動と、そういうのが入ってきたわけですが、実際にこれは今年から使われている指導要領なのでありますが、ちょっと読ませていただきますと、目標なのでありますが、外国語によるコミュニケーションにおける見方、考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通してコミュニケーションを図る素地となる資質能力を伸ばすというのが英語活動、3・4年生の目標になります。こちらについてはALTと実際に英語を使って会話をしたり、そういった中では楽しくできているというのが実情です。

ただ、青木議員さんおっしゃるように、この後、書く活動、中学校、そして受験となると、やはり子供たちにとって少し壁ができて、苦手と感じる子、大変になってくる子というのは実際どんどん増えているのは、学年が上がるにつれて苦手意識を持っていくという生徒が増えるのは事実でございます。

以上になります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私の聞き方が分からないから、通じていないような感じがするのですが、私が聞きたかったのは、テレビコマーシャルのように、英語学習が簡単にできるのでしょうか、現実はどうなのでしょうか、そのずれはどうかというのを聞きたかったので、いいです。また後で答えてもらえば。それを聞きたかったわけです。

この新聞、あれは雑誌等の求人広告で時々見るのですが、その応募条件の一つに、英語のこの学力の指標にTOEICとありますね。TOEIC730程度とか、730以上なんていうのが載っているのが結構ありますけれども、このTOEIC730とか、これあとAAという程度基準なのですか、この730というのがよくしばしば使われて出ています。このTOEIC730という英語力というのは、例えば日本の国語力に置き換えるるとどんな程度なのか。例えば中学生程度の国語力なのか、高校生修了程度の国語力なのか、その辺のところ何かほかにうまく示すその基準というか、指標があれば何でも結構ですが、田部井さんの感覚でもいいですよ。教えてもらえませんか。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 失礼いたします。先ほどの質問、大変失礼いたしました。

先ほどのコマーシャルでやっているのをそんなに見かけてはいないのですが、簡単にできるかという、それほど簡単ではないかなというのを思っております。そういう教材があったら、私も使いたいというふうに思いますが。

では、その後の質問になります。TOEICの730点ということなのですが、これを日本語能力に置き換えるということのはちょっと難しいかなと思うのですが、英語力でいいますと、政府が期待している大学生のここまでなりたいという点数がTOEIC700点になります。余計難しくなってしまうかもしれないのですが、英語検定試験、準1級というのがあると思うのですが、それが大学1・2年生程度と、3級が中学生卒業程度、2級が高校生卒業程度とあるのですが、その準1級ぐらいの点数かなというふうに思っています。準1級を十分受かる程度の730点だと点数かなと思います。これを国語に置き換えるということ難しいのですが、漢字検定試験というのがあるのですが、これもやはり大学生対象とし

ているなかなか難しい準1級程度がその程度かなと思いますので、やはり730点取るというと、高校生、普通のここら辺の進学校に行ってもなかなか難しい。英語を専門的に勉強した子供でないと、730点というのは取れないレベルとなっています。国語に置き換えると、かなり日本人の中でもすばらしい国語力というのでしょうか、ちょっと抽象的で分かりづらいと思うのですが、そんなことかなと思っています。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 田部井さんのその説明によると、TOEIC730というのは、これ相当、普通の人ではなかなか到達しにくいレベルではないかと思うのです。企業が求めているのは、最低その程度はということなのでしょう。普通の人はこのTOEIC730に到達するのには、今の説明ですと、これ相当大変ですよ。そのレベルに達するには、先ほどの千日の稽古と万日の学習を続けるぐらいの根気とその努力が必要なのかと思うのですけれども、そういうレベルなのでしょうか、確認します。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 失礼します。千日というか分からないのですけれども、やはり相当そのTOEICに向けて英語学習を勉強しないと難しい。今の現状で言うと、大学の英語専門の学科にやっている子の全員は受かるレベルではございません。やはり大学の英語科に行っても、何%というのはちょっと分からないのですけれども、その人のやる気だと思えるのですけれども、難しく、やはり相当な努力が必要かなというふうに思っております。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そうしますと、社会というか、企業などが求めている英語力というのは、相当高いものをこれは求めていて、なかなか普通の人だと、特殊才能の人ではすっと覚えてしまうのでしょうかけれども、普通の人だと先ほど言ったように、千日の学習と万日は大げさにしても、そのぐらいな努力が必要かなと思うのです。

そこで、先ほどこの大学生の英語力というのは、望ましいのがさっき言ったTOEICで750ぐらいが望ましいということなのでしょう。現実にはそこには到底届かないのでしょうか。先ほど答弁あったように、英語を専門にやっている例えば外国語学部だとか、あるいは英文科とか、そういったところの人でもなかなかそこに到達するのは大変だという答弁だったと思うのですけれども、そうすると普通の一般の経済学部だとか、法学部だとか、工学部だとか、教育学部だって英語をやるのに教育学部の人いっぱいいるわけですから、そういう方がそのTOEICのレベルでいくとどんな程度にあるのか。小中学校みたいに学力検定なんてやっていないから、大学生のそういうのがつかみにくいのだと思うのですけれども、感覚的にいくと、普通の大学生というのはこのTOEICのレベルってどの辺ぐらいにあるというふうに見ているのですか。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 お答えいたします。

先ほど大学のということを申させてもらったのですけれども、これはちょっと前になるのですけれども、2002年、国から英語が使える日本人を育成するための戦略構想というのが打ち出されています。簡単に言い

ますと、中学校では挨拶とか、応対とか、平易な会話ができるように、高校では日常の話題に関する通常の会話ができるようになること、そして大学では国際社会に活躍する人材等に求められる英語力、仕事で英語を使える人材の育成が求められるとありました。これを具体的な検定試験にいきますと、その英語が使える人材というのがTOEIC700点程度というふうに言われています。

青木議員さんおっしゃられるように、とはいえ実際の大学の英語教育においては、大学や大学の習熟度に大きな幅があります。ごく基本的な事柄に関することを大学でも英語を扱っていたり、自分の専門分野のことに関して、議論も含めて複雑な文章、そういったものも主要な内容を理解できるまでの学習が行われているという大学の授業もごさいます。それを平均するというとちょっと難しいのですけれども、TOEICの点でいくとどのくらいなのでしょう、あまりこの場ではちょっと申し上げにくいのですけれども、そんな700点はいかないと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 立場上、あまり根拠のない、しっかりしたデータに基づかず言うともまずいでしょうね、田部井さんが言う。大体どうなのでしょうね。よく本なんか売っているし、広告に載っていますが、TOEIC350からなんていうから、普通の大学生ってそんな程度なのではないですか。広告に載っていますよ、新聞広告に。350からのTOEICなんて言って。それを700に持っていくというのは、これは大変なのではないですか。

さっき文部科学省の話ですか、国際社会で活躍する、働くには700程度のTOEICの学力が必要だというふうにさっき説明していましたよね。そういう事実を文部科学省は知っているのではないですか。その700ぐらいないとできないのだというのは分かっている、現実の大学生というのは350か400程度なのだという、その差があることも知っているのではないですか、現実を。そういうふうに関ろんなデータが出ているのです。

そういう中で私思うのです。それなら小学校で英語教育なんて力入れることよりも、その今いる大学生を力入れて英語教育を充実させて、何とか英語を覚えさせるといったほうが手っ取り早くて近道だと思うのです。だけれども、なかなかそういうところに力入れていないのですけれども、それは理由は何だと思ひますか。分からなければ分からないと。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 大学教育がやればいだろうということだと思ひますけれども、なかなか現実的には英語が話せない。今まで何年もやってきたけれども、話せないという現実の中で、やはり小学校から慣れてやっていこうというところなのかななんていうふうには思ひますけれども、私としてはやはり大学でなかなか難しかったので、今年から大学入試も変わってきます。民間の英語のテストなんていうのも、今年度はちょっと見送りがありましたけれども、この後入ってくるなんていうことで、なかなか使えなかった英語というのを国として見直し、大学でしっかり使えるようにということで、大学入試、大学のところ、もしかしたらその今までの大学入試制度がそういった現実を生んでいたのかもしれないというところから、高校、中学校教育、小学校教育と、英語教育を今変化のところなのかななんていう

ふうを考えております。

以上になります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 大学生は中学、高校、少なくとも6年は英語をやって、多少の基礎学力は備えているわけですね。そういう人を鍛えた方が近道かと思うのです。小学生から12年も先のことを考えて育成していくことよりも、そのほうが近道だと思うのですけれども、できないのには何か理由があるからでしょう。大学生の英語力アップに何らその策を講じていないのは、これは学生もこの教育する大学側も大変難しいということを知っているからではないですか。例えばこの先ほど言ったTOEIC350か400の学生を700に押し上げるのには、これは大変な学習時間が必要とされるのではないのでしょうか。例えば学習時間2,000時間要るのだよといったら、毎日2時間、1,000日、これは3年ですよ。そんな時間かけてやれる学生というのは、これは普通の人です。能力のある人はこれ3か月でも半年でも覚えてしまうと思います。私が言っているのは普通の人を言っているのですから、そういう努力する学生が少ないということを知っているからやっていないのではないですか。

それともう一つ、学生も大学側も本腰が入らないのは、マスメディアとかが、あのマスメディアの背後にいるのは当然スポンサーは教育産業ですから、教育産業がはやしているように、英語の必要が一般社会で求められていないからではないのですか。企業でも一部の企業はそういうところもあるのでしょうか、ほとんどの企業は英語力をそれほど重視していないのではないのでしょうか。採用時どうなのでしょう。それほど重視していないのではないのでしょうか。この公務員、地方公務員だってあれでしょう。あまり英語力重視していないでしょう、採用するときに。国際化、国際化とはやしている割には、国家公務員だってあまり英語力を重視していないのです。田部井さん知っていますか。外務省の高級公務員ですよ、上級官僚。英語の採用時、昔はあったのですけれども、今は廃止になってしまったって知っていますか。平成7年から廃止になっているそうなのです。それまでは外務省の高級官僚だけは外国語の試験があったのです。それをなくしてしまったのです。だから、あの人は特別な才能だから、できるのでしょうかけれども、やらなくても。だからそれはまた別な話として、地方公務員だって英語の採用試験なんて、英語力なんてあまり採用時気にしていないでしょう。それよりも漢字が間違っていないかとか、作文がよくできているかとか、そっこのほうを重視しているのではないかと。だから、要するに社会が英語力ってそんなに求めているのではないのです。田部井さんは仕事柄、それはそうも言えないでしょうけれども、一般社会ではそういうことが現実なのだと思うのです。

こんなことも聞いたことがあります。これは、ある大企業ですけれども、そういうところになると英語のできる人が結構いるそうです。例えばTOEIC900ぐらい取っている人はごろごろいる。だけれども、その英語を生かして仕事をする職場がないのだそうです。ほとんど使っていない。だから、そういう現実もあるようです。そういうのは聞いたことございませんか、田部井さん。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 私個人はそんなに高級官僚だったりとか、そういうところの知合いが少ないもので、ちょっと直接は聞いていないのですけれども、よろしいでしょうか。

○10番 青木秀夫議員 いや、私だって高級官僚ではない、企業の話していたのですよ。
いいですか。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では、次に、時間がなくなってしまいますので、太田に設置されているぐんま国際アカデミーについて伺います。

これ隣の太田に設置されているわけですから、板倉も館林も地元みたいなもので、非常に興味を持っていると。特に教育関係の中でも英語を担当している先生方にとっては関心がある学校だと思っております。このぐんま国際アカデミーの教育方針というのは、日本語と英語を一気にバイリンガルで一石二鳥だ。一挙両得みたいな目標にして成果を上げてしまおうという教育を目指してスタートしたのだと思うのです。

ところが、現実はその狙いどおり成果が上がっているのでしょうか。もう設立以来十五、六年たって、卒業生も五、六回出ているらしいですよ。高校の卒業生がですよ、出ているらしいのです。いろんなデータを持っておるかと思えます。実情はどんな状況になっているのかお伺いしたいのですけれども、具体的にでは1つ伺います、実情と言われても分からないでしょうから。そのでは6回の卒業生が何人いたか。では、その前に入学時、入学した生徒は何人いたか、その数字分かりますか。入学時の人数と卒業時の人数。

[何事か言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 分からなくないでしょう。聞いているのだから、聞くと言っているのだから。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 具体的な人数はちょっと分からないので申し訳ないのですけれども、入学者より減っているのは事実になります、卒業分が。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ぐんまアカデミーに問い合わせしなかったのですか。教えてくれなかったのですか。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 人数については聞いていないのですけれども、卒業生の進路をホームページに載っている、どの大学に何人とか、そういったところはちょっと検索はさせていただいたのですけれども、具体的に卒業生が何人、入学者が何人というのは、そういうところには載っていませんので、申し訳ございません。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 第1回目の卒業生が17名だそうです。それで、これは18年2月2日付の上毛新聞にも載っておるわけですが、今年度というか、18年度だから、平成30年3月の卒業生のことを言っているのかな。今年度の卒業生は28名だそうです。載っていますよ、これ。入学したときは90名か100名ぐらい採っているのでしょうか。途中みんな歯抜けみたいにだんだん、だんだん抜けていくと。決定的に抜けるのが高校進学する際にごそっと抜けるのではないですか。この新聞記事にも載っておりますよ。中学卒業時に大学受験に有利と見られる一般の高校に移る生徒が多いのが悩みだと、そういうことをやっているらしい。これは、イマージョン教育をうたってやったのでしょうかけれども、現実には難しかったのでしょうか。その辺の情

報というのは聞いていませんか、田部井さん。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 失礼します。具体的には聞いておりません。イマージョン教育の趣旨というのを実はおとしなのですけれども、板倉町の研修で教育長をはじめ、ここにいる局長もなのですけれども、実際国際アカデミーのほうを伺わせていただいて、イマージョン教育の狙いとか、そういったことは伺ったのですけれども、それが失敗しているとか、そういう話はございませんでした。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 この新聞にもありますように、入学時と卒業時の生徒の差は、途中で転校してしまったということなのでしょう。小中学校だったら、明日だってできてしまいますから、地元の義務教育の学校へすぐ移れますから。それで、結局このバイリンガルの教育というのは、相当学習能力の高い生徒でないと難しいということではないのでしょうか。学年がこれは上がるにつれて学習内容も難しくなりますよね。それで転校していってしまうと。このバイリンガル教育でも一石二鳥でこなせる人はいいのですけれども、ほとんどの生徒というのは一石二鳥の逆で、二兎を追うものは一兎をも得ずとか、アブ蜂取らずとかと言って、どっちつかず、中途半端になって、皆転校したり、やめていく人は多いのかなと思うのです。

私が言いたいのは、テレビコマーシャルのように、英語学習というのはそんなに簡単に習得できないのではないですかと、大学生であっても、さっき言ったように、TOEIC350か400ぐらいだと、普通の学生だと。ところが、社会で求めている英語力というのは、田部井さんが何度も言っています700以上だと。そうするとそこまで到達するには高い壁があるわけです。だから、みんなやらないのです。だから、そういうことでやはり英語学習も大切なだけけれども、もっと大切なことがほかにいっぱいあるのではないかと、もっと必要なものが。そんなはるかかなたの山を眺めることよりも、近場の山を登ったほうが登り切れるのではないかなと思うのですけれども、そういうことで私ちょっと聞いているのですけれども、先ほどのこの上毛新聞の記事ですけれども、この記事によりますと、このぐんま国際アカデミーというのは、今、高等部ってどんなことをやっているかご存じですか。どんなことをやっている、どんな学習をやっているかというのです。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 高等部についてはちょっと、小学校は見学に行ってきたのですけれども、初等部は。高等部についてはちょっと詳しくは存じておりませんが。

○10番 青木秀夫議員 はい、いいですよ。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 この新聞にも載っているのですよ、この18年2月2日の新聞に。どういうふうになってしまったかという、高等部は英語は使わないのだそうですよ、日本語で。ここに書いてありますよ。日本語で、しかもですよ、東京の予備校と提携して、進学校を目指しているのだそうです。学校の先生だと、ぐんまアカデミーだと外人とかそういうのも多いのでしょう。なかなか難しいのでしょう。だから、東京の

進学塾TOMASというのと提携して、TOMASがぐんまアカデミーの中に先生を派遣して、予備校併設の進学校というのをうたって、今始まっているみたいです。だから、そういう話は中学校だとあまり出ていないのかな。高校の先生だと知っていると思うのですけれども。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 塾と提携したという話はして、進学にも力を入れているというのは聞いています。進学実績も上がっているのは聞いていますけれども、具体的に英語を使わないとか、そういったところまでは存じていなかったです。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ここに書いてありますよ。高等部は国語、数学、理科、地歴は日本語でと、英語は英語でやるのだそうです。だから、要するにいわゆる当初のイマージョン教育は失敗だったと。確かにイマージョン教育と言うけれども、これフルスペックのイマージョン教育ではないよね、日本でやっているのだから。3分の1か4分の1ぐらいなイマージョン教育でしょう。うちへ行けばテレビは日本語でやっているし、帰っていけば日本語で話しているのだから、学校の教室でやっているだけだから、本当のイマージョン教育ではないわけです。もっともイマージョン教育やったら、日本人ではなくなってしまうけれども、だからやはり華々しいスタート時の目標はできなかつた。

私は、田部井さんにちょっと言いたいのは、だからなかなか英語学習というのをおはよう、こんにちはのレベルはいいですよ。私らだってそうですよ。春が来た。花が咲いたというぐらいな英語だって読めますよ。だから、それ以上のものはできなかつたら、役に立たないではないですか。そういうのは英語できると言わないです。そうでしょう。社会が求めているのだから、そんなもの求めているわけではないですから、そういうことでやはり私はスタートに戻りたいのですけれども、小学校の英語教育というのはちょっと問題があるのかなと思って、ただ、田部井さんに言っても、文部科学大臣でもないし、言っても無駄かなと思うのだけれども、一人でもその文部科学省の方針に少しは逆らうまでできなくても、少し素直に従わない人が一人でも多くいればなというのが私なんかの期待なのです。英語教育にブレーキかけるなんてことはちょっとできないでしょうけれども、アクセルを踏まない程度の努力はしていただけないかなと思うのですけれども、これは希望なのですが、そういう考えはどうでしょうか。

田部井さんは英語の担当だから、どうしても英語に力を入れたいというのは分かるのだけれども、小学校の英語に関してはマスコミがはやすように、文部科学省が指導するように、一緒になって旗振って、ブレーキを吹かせて進むということはやめてもらいたいと、違う、アクセルを踏むのはやめてもらいたいと、逆にブレーキを踏むことができなくても、ちょっとぐらい踏めないかなと。それだって随分違うと思います。そのぐらいな権限はあるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○延山宗一議長 田部井指導主事。

[田部井卓之教育委員会事務局指導主事登壇]

○田部井卓之教育委員会事務局指導主事 お答えいたします。

私個人としては、なかなかブレーキをかけるというわけにはいかないかなというふうに思っております。ただ、青木議員さんおっしゃるように、他教科だったりだとか、そういった別に大切なものがある代わりに

英語を重視するということではございませんので、外国語活動や外国語を通して、子供たちがコミュニケーション、そういった力を伸ばしていくのが目標かなというふうに小学校では考えております。外国語を学ぶことによって、子供たちがふだん使っている言葉との違いを意識したりして、言葉に対する感覚が磨かれていく。それを通して逆に日本語の秘めた言葉に関する力を伸ばしていけたらというふうに相互効果でほかのことも学べたらというふうに思って、そのように指導主事として指導できたらと思っています。

以上になります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 文部科学省が小学校の英語教育、英語教育と言っている背後には、前も私何度もこの議会でも言っているのですけれども、背後に教育産業の力がうごめいているということなのではないでしょうか。教育産業はもう少子化で、マーケットが半減してしまっているわけです。拡大するには何かいいところないかと、小学校の英語だなと。小学校英語は易しいから全員がやるのです。小学校をやると、これ幼稚園まで波及するのです。そうするとそれだけマーケットが拡大するわけ。大学生にやれといたら、大学生大人だからやらないです。本当は効果的なものだけでも、そのほうが。だから、そこに目をつけてやっているのだと思うのです。だから、背後にその教育産業の力があるということを先生方もちょっと疑ってみていただけないかなと思うのです。

先ほど田部井主事がちょっとちらっと言ったけれども、今年から共通テストというのが始まるのでしょ。センター試験から、名称が共通テストというふうに変わってやるのだというので、ここ2年ぐらい大騒ぎしていましたよね、特に英語の試験をどうするかということで。あんなもの誰が見たってインチキですよ、私が思ったって。それを文部科学省があれをやろうと言うのだから。強行してやることに決めたのですけれども、さすがに去年の11月頃ぎりぎりに休止ということで、延期か、延期ということにしたのかな。事実上中止なのでしょうけれども、あんなことを文部科学省は世間の人みんな反対しているのにやられるわけです。共通テストの業者テストですよ。7社も8社もやるのだと。その7社も8社もそれ以上の試験やって、その試験を出して、大学をどういうふうにも評価するのだと、当たり前でしょう。その試験の採点するのは、何かどこかのアルバイト使ってやるのだとか、それで7社も8社もあれば、その試験問題全部違うわけですよ。その違う試験を採点して、それを大学に提出すると、大学はそれをどういうふうにも評価するのだと。だから、去年かな、東大なんか拒否したのだよね。東大の学長は文部科学省に呼びつけられて、そうしたら二、三日たったら、やはり東大も採用しますと言って、撤回して、やはり東大がそれを採用してくれないと、業者もほかの人が右倣えされるから困るので、東大を何としても入れなくてはならないというので、そんなのはテレビでも言っていましたよ。だから、そういうのが背後にあるということで、先ほどから国際化社会で、グローバル社会で英語力というので、英語の必要性があるのだというの、あれはよく調べてやらないと、小学生の子供は全然そんなのは知らないわけだから、我々だってそんな、大人になってそんな、今だから知っているわけで、私だって高校生の頃にはそんな知らないですよ、そんなもの。英語なんか受験科目にあったから勉強したけれども、大学へ入ってみたら、何ですか、英語なんていうのは、英語の「工」の字も一つも何もやったことない。本当にあれ一体どういうものなのだと。大学入って、私も全くこれは個人的な体験なのですけれども、すぐ気がついたのは漢字が読めないのです。分からないのです、意味が。我々の時代の本書いた先生というか、大体明治生まれの人、東京オリンピックの頃だから大分昔ですけれども、

その頃の漢字というのは、旧字体の漢字が使われていた。今の略字の漢字ではない。だから大学の「學」なんていったって、難しい字で書けとといったって書けないような、医学の「醫」だとか、体育の「體」なんて言って難しい字で、そういう字がやたら出てきて、まずそれと当用漢字だの、常用漢字なんてのは、そんなもの関係ないから、難しい、見たこともない字がどんどん出てきて、本なんか2ページも読むと、やめたくなくなってしまいます。何か辞書持って高校の勉強やっているみたいなもので、そんな時代だったのです。だから、やはり英語よりも私いつもそれ以来今日まで、やはり漢字の学習というのは大変なのだなど、ではおまえ暇だから今までやったのかというと、なかなかできていないのですけれども、やはり小学校時代は漢字をしっかり覚えさせておいたほうが、この英語学習についても田部井さん……

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。間もなく通告時間となります。簡潔にまとめてください。

○10番 青木秀夫議員 はい、ではあと1分ぐらいでやめます。

英語学習というのを専門家だって高校から始めたほうがいいなんて言っている人いませんか。中学生までしっかり国語の勉強、例えば文法でも何でもしっかり覚えてやったほうが急がば回れで、早く習得できると。高校からやったほうがいいなんて言っている人だっているのですから、何も私は小学校からやるのではなく、先ほどから言うように、物事には順序があるでしょう。やはり基礎を、家造るのだから、まず基礎から始めるのと一緒のように、それから積み上げていかないと、しっかりした建物はできないのと同じで、この勉強だって、しっかりその基礎からやっていただいたほうがいいかなと思うので、ぜひ一人でも教育産業の思惑に逆らうというか、ような人がいてくれるといいかなと思って、私この質問させていただいたのですけれども、答弁は結構です。すみませんね。

では、以上で終わります。

○延山宗一議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

14時45分より再開いたします。

休 憩 (午後 2時30分)

再 開 (午後 2時45分)

○延山宗一議長 再開いたします。

○議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について

議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○延山宗一議長 日程第2、議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第5号)についてから日程第4、議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての3議案を一括議題といたします。

この3議案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について、議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての3議案であり、昨日、本会議の終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第39号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

今後の日程ですが、明日10日は総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

11日から休日を挟んで15日までの3日間は予算決算常任委員会を開催し、令和元年度各会計の決算審査を行います。

16日は休会とし、最終日の17日は令和元年度各会計の決算認定、事務事業評価結果の報告、閉会中の継続調査、審査について決定することの予定となっております。

本日はこれをもって散会といたします。大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 2時51分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 10 日)

令和2年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年9月17日（木）午前9時開議

- 日程第 1 認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 認定第2号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第3号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第4号 令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 報告 事務事業評価結果について
日程第 7 閉会中の継続調査、審査について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副	町長
落合	均	総	務課長
根岸	光男	企	画財政課長
丸山	英幸	税	務課長
峯崎	浩	住	民環境課長
橋本	宏海	福	祉課長
小野	寺雅	明	健康介護課長
伊藤	良昭	産	業振興課長
高瀬	利之	都	市建設課長
多田	孝	会	計管理者

小野田	博	基	教育委員会 事務局 長
伊藤	良	昭	農業委員会 事務局 長

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂	樹	事務局 長
小野田	裕	之	庶務議事係 長
伊藤	泰	年	行政庶務係 長兼 議会事務局 書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告及び事務事業評価結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○延山宗一議長 これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第5、認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、9月11日から15日まで、3日間かけて審査を行いましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件であります。

初めに、審査の内容について申し上げます。審査に当たりましては、各会計の担当課長、係長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

細部につきましては、各議員十分承知のことと思っておりますので、省かせていただきます。

次に、審査結果について申し上げます。

認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のと

おり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、認定第1号 令和元年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和元年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和元年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和元年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

○報告 事務事業評価結果について

○延山宗一議長 日程第6、報告 事務事業評価結果についてを議題といたします。

予算決算常任委員長より報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 板倉町議会基本条例運用基準第2条の規定に基づき、令和2年8月26日に予算決算常任委員会を開催し、令和元年度実施事業の中から各常任委員会で選定した各3事業、全6事業について、事務事業評価を実施いたしました。

評価に当たっては、各常任委員会委員長が事業選定の趣旨を述べ、担当課局長等から事業内容の説明を受けた後に質疑応答を行い、各委員が項目別評価の評価点を決定し、全員の評価点を合計して今後の方向性を3段階に分けました。

その結果、現状のまま継続すべき事業が1事業、見直しの上継続すべき事業が4事業、廃止すべき事業は1事業となりました。

事業ごとの評価結果の詳細は、別紙の事務事業評価結果のとおりであります。この評価結果を予算決算常任委員会の合議として、次年度以降の予算編成に反映されるよう執行部へ提言していただきたくお願いいたします。

以上を申し上げ、報告といたします。

○延山宗一議長 以上で事務事業評価結果についての報告を終わります。

○閉会中の継続調査、審査について

○延山宗一議長 日程第7、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○延山宗一議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。10日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

町から提案させていただきました案件、人事案件2件、報告1件、承認2件、議案8件、認定5件の計18件

の議案、それから議員発議3件を含めまして、合計21議案についてご審議いただいたところでありまして、ただいまご案内のように、全議案を可決、承認いただきましたことを心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、2日目の一般質問では、新型コロナ関連あるいは水災害関連、さらにそれらを含めた緊急時における対応の多面性や避難について、そして小学校教育における英語教育について、それぞれの議員4名の方からご質問いただき、ご意見も併せて頂戴いたしたところでございます。これらは、十分参考にさせていただきながら、今後の対応に役立ててまいりたいと思いますので、今後とも一層の質問等も含めたご意見も頂戴させていただければと思います。ありがとうございました。

また、時節柄、いつも申し上げているのですが、新型コロナが随分、多岐、多面にわたって影響を及ぼしておりまして、早期の収束を願うばかりではございますが、逆に群馬県におきましては、ここ四、五日、まさに爆発的などまで表現していいのかどうか分かりませんが、ちょっと心配される状況でございます。

いずれにしても、ウイルスそのものの分析は、性格や性質あるいは広がり状況に対する条件、どんな条件がかさめば蔓延していくのかとか、そういった分析や説明はそこそこ進んでいるようでありまして、また全世界的にワクチンの開発も、先行部隊の各国の一定の機関においては、競って終盤に入っているということも報道されておりまして、そういったことを考えれば、明るい方向が開かれつつあるという安心感を持ちつつ、また我々自身も、先ほど群馬県等については、3月、4月頃の状況からすれば、10倍近くの広がり、患者、陽性の発生が見られるという中でも、鈍感になってしまったのか、あるいは国、県の政策が、手綱をしっかりと締めていたものを緩める景気優先の対策に入っているせいなのか、何となく危機感も感じなくなりつつあるような、そんな感じがいたしますが、いずれにしても当地域も含めてクラスターを中心に、やっぱり場所によっては急激な拡大、多人数が一固まりにぼつと出るというような様相も、群馬県も含めた全国各地に散見されるようでもありますので、今後も引き続き相当の注意が必要であろうと思いますので、ともに気をつけながら、町民に対しての指導方を議員各位にもお願い申し上げたいと思っております。

開会のときにも触れましたが、14日に自民党の総裁選が予想どおりの結果で終わり、菅氏が新総裁に就任され、昨日は国会での承認後、第1次菅内閣が発足をしたところでございます。その布陣を見れば、本格的に長期政権を狙う重量級というか、別の言葉を借りれば地味な、あるいは年代層も60平均を超えるというようなこともありまして、そういう表現もいろいろあるのですが、重量級の布陣と見られるという、そういったものもありますし、それとも支持率が今非常に上がっているというようなマスコミの調査等も参考にされ、高いうちに勝利を目指した解散総選挙等々も見据えての布陣なのか、私どもには分かりませんが、どちらともつかない、あるいはどちらとも取れる布陣というような内閣の構成と言われるような判断がほぼ正解のようでございます。

そして、いずれにしても新首相の下で、まさに新しい内閣も言われておりますが、新型のコロナ対策や経済対策、そして地方創生をさらに一丸となって対応していきたいということを言っているようでもありますので、私どももまさにそう思っておりますので、ぜひ内閣一丸となって、口だけ倒れというような状況にならないように、お骨折riいただければというふうに申し上げておきたいというふうに思っております。

そういった中で、政治の社会、特に首相によって、解散権の行使に関するうそだけは許されるという定説

も、長い歴史の間で出来上がっているとされる部分もありますので、いろいろ総理の言動でも、コロナが落ち着き、経済対策をしっかりと打ってからと言っているようですが、それに反して、近いうちに、あるいは10月末に解散という予測もあるとか、いろいろ総理が言えは言うほど、その反論的な裏側にある心理を見通すというようなことも含めて、解散風も現実味を帯びてきているような感じもいたします。まさに政治の社会、常在戦場ということは、このことなのだろうと思っておりますので、併せてそれらも注視をしながら対応していかざるを得ない状況になるのかどうかということでもあろうかと思えます。

9月も、そんなことでもう既に下旬に入りつつあるわけでありまして、本来、10月いっぱいまで台風シーズンであります。先日、史上空前規模の、針ヶ谷議員の地元も襲われたようでありますが、強い勢力を保った台風10号の直撃を受けた九州では、恐らく被害も相当なものが出たとは思っておりますが、いわゆる前宣伝、前評判の割には、少なかったというようなことも言われるというような感じもいたしまして、それにしてもお亡くなりになった方もいらっしゃるでしょうし、いろんな意味で最近では台風の被害の大きさにも、我々ニュースを受ける側も慣れてしまって、亡くなった方が数名出たぐらいでは、たまげなくなってしまうというような、そういったものもいかなものかとも思いますし、またそれだけいわゆる災害が大きく、あるいは多くなっているのだろうということを考えますときに、この先、これからの時期に、まさにシーズンに入っておりますので、発生する台風は、今度はまさに太平洋高気圧が、だんだん秋冬に向かって東へ後退するわけであります。通り道が、関東の真下がずっと南へ向かって空くわけでありまして、しかもまだ海水温が例年より高いというようなことも言われておりますので、予報ではこれから関東直撃型の例年以上の規模のものも来る可能性が強まっているという予想もされておりますが、こればかりは、この間の一般質問でも各位からいただきましたが、なかなかその対応が、1年例えば去年からたっても、本当に真剣に検討しているのですが、十分にはとても対応できる状況にはないという状況も正直あるわけでありまして、ただ思えること、考えられることは、今の時点で万が一のときには全力で対応するという以外にないのだろうと思っております。そういう意味では議員さんも含めて町の主導型体制の中で気づいたことは、ぜひ進言もいただきたいと思えますし、またそういったときには、時折役場に駆けつけて、情報も入れていただいたりというような行動も併せて、この場を借りてお願いしておきたいと思えます。何としても関東を直撃するような形だけはないように一応祈りつつも、そういう意味で緊急時には頑張ってもらいたいと思えますので、よろしく願いいたします。

旅行制限あるいは外出による食事の制限の解禁に続き、群馬県はそういう状況であります。東京都を中心とした全国レベルでは5,000人以上、いわゆるサッカーやプロ野球や、その他の多人数イベントに対しての参加人数の制限も緩和、解禁されてきたようでありまして、一部を除いて。それに伴う経済活性化策も、さらに次々と新しい内閣によって打ち出されるというような話にはなっておりますが、新型コロナ以前のような普通の生活に戻るとまでは、なかなかいかないようであります。理由は、新しい生活様式というのが非常に、お店の満杯状態が、100が30ぐらいに、新しい様式になると、そういった形になりますので、予定どおり入ったとしても、お店は採算が合わないみたいな、そんな状況が新しい様式ではついて回ることにもなります。

観光バスの旅行が、私の友人がつい1週間ほど前、東北のほうへ旅行に行ったということで、観光バスで行った中身が、40名で行くわけが26名。それでも行ったほうであります。どこのドライブインへ寄っても、

お寺へ寄っても、バスはその我がバスだけだったと。ホテルは閑散としていたというようなことも含めて、幾ら観光を進めても、大型バスが全く動けない状況ということであれば、まさに幾ら経済対策を振りかざしても、その新しい生活様式のそこのところがちょっと問題になって、なかなか原状に戻らないというのが事実であろうと思います。

いずれにしても、そういったことも含めて、基礎的にはやっぱり自らの気遣いをはじめ感染対応に気をつけながら頑張っている以外にないのかなというふうに思っております。そういうことも含めて、同じく議員様各位には、町民の皆様との接点が多いわけでありますので、そういった啓蒙もよろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう意味では、議員各位におかれましては、気温の変化が激しい、季節のちょうど変わり目に入っておりますので、私どもともどもインフルエンザ等々も含めて、併せてご注意いただきながら、今後の議員活動にお励みいただきますようお祈り申し上げ、本9月議会にお世話になりましたことを併せ感謝申し上げます、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。お世話になりました。

○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして令和2年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 (午前 9時25分)